

神戸 YWCA

夜回り準備会

2004 年度年間活動報告書



2005 年 10 月 31 日

2004 年度報告書を出すにあたって

～ 名前の曖昧さにことよせて～

夜回り準備会(仮)という名前はいかにもはっきりしません。

それは、会がはじまった経過に由来しています。YWCA の夜回り活動は、阪神・淡路大震災の救援活動の中から始まりました。当時のボランティア通信などを読むと判るのですが、公的支援がとどかないままに公園などで暮らしている被災者を訪問しているあいだに、おなじように公園で暮らしている「震災以前から公園で暮らしている人」に出会いました。「あちらには行かなくて良い」といわれても、そうは出来なかった。排除できなかったから、同じように声をかけ、同じように話を聞かせてもらったわけです。手伝えることがあれば手伝えてきました。はじめから「ホームレス」支援を掲げた活動ではなかったのです。

時間がたち、いわゆる「被災者」と呼ばれた人が公園から、避難所や、仮設住宅や、復興住宅へと移っていても、公園から立ち去れない人々とお付き合いは続きました。いつかもう少し詳しく「歴史 経過」を書けるといいのですが、震災から 2 年たったあと、97 年春過ぎから、神戸市内で野宿生活する人の数は急増しました。神戸 YWCA の震災救援センターの活動は 97 年度で終了し、震災復興委員会に、さらに地域活動委員会に組織換えしていきますが、それでも「住むところのない人」を訪問する夜回りは続いてきました。といっても、多くて 4～5 人、少なければ 2 人で夜回りするという心細いありさまでした。

そういう中で、グループの名前をどうするか？ 活動の目的は何か？ 時々議論するのですが、なかなかまとまりません。「夜回りの会」では判りにくい、自警団のようだとか、ホームレスという言葉は使いたくないとかいろいろあるのですが、本当は決めかねたのです。

震災直後は夜に訪問するだけでした(と思っていた)のですが、時間がたつにつれてそれだけでは終わらないことがたくさん出てきました。体調が悪いから医者にかかりたいが診てもらえない、どうにも暮らせなくなったから生活保護を受けたい、公園などから出て行けと追い立てられている。いろいろな訴えを聞いたりしていると放っておけなくて、役所や、病院や、不動産屋と交渉したり、折衝するといったことが出てきました。そういうことは夜回りの時間帯内にはできません。

そういうことも私たちの課題ではないかという思いもあります。しかし、それぞれ働いていたり学校に行っていたりするわけで「そんなことがグループの課題だといわれては自分にはとてもできない」「夜に回って、声をかけて、少しでも人間らしい信頼関係を続けるくらいに限定しないと、やっていけない」という現実もあります。また、現に野宿している人の安否を問うのも大切だが、なぜ人が野宿に追い込まれるのかについて、現在の社会のありようを問うような仕事も必要だという気持ちもあります。あちら立てればこちら立たずです。こうした混迷、ひとつに絞りきれないし、あまり広げてはやりきれない、といった思いがあって、会の課題も、名称も、活動内容もいわば「暫定」の状態にあるのです。

この会はこういう趣旨の会だということをはっきりさせる(考えを統一する)のはおかし、どんな考えの人でも参加できるのが「ボランティア活動」ではないか、という意見もあります。では「野宿しているのは目障りだから、追い出そう、寝ている人は蹴飛ばそう、という意見の人とでも一緒に出来るのか？」ということになると、それは違うということになります。

それでも、2003 年には少し、整理したいという気運が出てきました。特に新しく参加したメンバーから、この会(活動)は何をしようとしているのか判りにくいという意見が出たこともあって、活動のマニュアルを作ろうということになりました。一年がかりで勉強会をやったりして、2004 年度のはじめにや

っとガイドブックが出来ました。

以前から活動の最大公約数として「野宿したくない人が、野宿しなくてすむように。野宿せざるをえない人の人権がそこなわれないように」というスローガンは掲げてきたのですが、もう少し具体的なガイドラインがほしいということになったのです。ガイドブックの内容は、「ホームレス」という言葉のとらえ方、夜回り活動の成立ち、活動のマニュアル、夜回り関連の豆知識（居宅保護の受け方、医療の受け方、利用できるサービス、関連施設・団体）などです。そして目的を掲げる代わりに、参加者の感想や思いを掲載しました。

それを使って新しく参加された方にオリエンテーションをしたりしてきましたが、毎年毎年、野宿している人を取り巻く社会環境・状況は変化してきました。そこで毎年一年を振り返って、「どんな問題があったか」「何ができて、何が出来なかったか」「どんな変化があったか」などを振り返った報告書（活動の記録でもある）を作りたい、そういうものがあれば直接参加できない方にも活動内容や現在の状況を分かってもらえるのではないかと、参加してみようかと思ったださる方にも「これなら自分も参加したい」とか「これは自分には合わない」とか考える手がかりになるだろうということになり、初の年間活動報告をここにまとめる次第となったのです。

はじめての報告書なので不十分なまとめですが、一つのステップとしてご覧下さい。今後、少しずつ深めて行きたいと思います。夜回り準備会と仮称していますが、実際には夜回りだけではなく昼間に回ったり病院を訪問したりもしています。第 部ではそういう活動の概況を報告します。第 部では活動を通して気づかされた、野宿している人のおかれている状況と課題を報告します。第 部では参加者個人の感想を紹介します。

私たちの認識にも多くの間違いがあるだろうと思います。感想やご意見を聞かせていただけると幸いです。

（野々村 耀）

目次

2004年度報告書を出すにあたって.....	2
------------------------	---

第 部 活動概況

1章 夜回り準備会について.....	6
1.1. 会の目的/ 1.2. 神戸YWCA 内部の位置づけ/ 1.3. 活動上の原則/ 1.4. 会の活動概況	
2章 夜回りの実施概況.....	7
2.1. 夜回りの目的/ 2.2. 対象区域/ 2.3. 実施状況/ 2.4. 参加者/ 2.5. 持ち物/ 2.6. オリエンテーショ ンと学習会	
3章 病院訪問と昼回り.....	10
3.1. 病院訪問の目的・対象区域・実施状況/ 3.2. 病 院訪問の活動/ 3.3. 昼回りの目的と実施状況/ 3.4. 昼回りの参加者と活動内容	
4章 イベント参加・連続講座・読書会など.....	12
4.1. 灘チャレンジ/ 4.2. 連続講座の開催/ 4.3. 読書会の開催/ 4.4. 越冬炊き出しへの参加/ 4.5. 神戸大学ボランティア講座の実習生受け入れ と更生センター見学	

第 部 野宿している人たちの状況と課題

5章 健康と医療.....	16
5.1. 野宿している人の健康状態/ 5.2. 野宿から医 療を受けるには/ 5.3. 救急車を呼ぶ/ 5.4. 更生セ ンターに行く/ 5.5. 病院での受診/ 5.6. 野宿から 医療を受ける困難	
6章 追い立てと襲撃.....	19
6.1. 追い立てについて/ 6.2. 追い立ての相談を受 けたら/ 6.3. 行政との交渉/ 6.4. 今年度の追い立 てについて/ 6.5. 襲撃について/ 6.6. 偏見と向き合 う/ 6.7. 「住む」とはどういうことか	

7章 かかわる人々と団体.....	24
7.1. 神戸市の巡回相談員/ 7.2. 更生センターの職 員/ 7.3. 民間施設からの勧誘/ 7.4. 地域社会との 関係	
8章 生活と仕事.....	27
8.1. 自然災害/ 8.2. 仕事/ 8.3. 年金/ 8.4. 借金/ 8.5. ペット	
9章 生活保護.....	30
9.1. 保護を受ける背景/ 9.2. 神戸市の「ホームレ ス」への生活保護運用・福祉事務所からの排除と その結果/ 9.3. 保護を相談されてからの実際/ 9.4. 入院からの生活保護/ 9.5. 入院生活から居宅 に移るための敷金について/ 9.6. 入院中の課題/ 9.7. 保護を受けてから	

第 部 参加者の感想

参加者の感想.....	37
付録 追い立てについてのピラ.....	45
付録 病院訪問のピラ.....	46
ご協力ありがとうございました / ボランティア募集.....	47

コラム目次

YWCA とは?.....	6
神戸の冬を支える会.....	8
カトリック社会活動神戸センター.....	8
一斉夜回り.....	9
灘チャレンジ.....	13
更生センター・更生援護相談所.....	26
神戸市の低家賃施設について.....	26
ドヤ.....	30
不服申し立て.....	34

第 部

活動概況

第 1 部では、2004 年度（2004 年 4 月 1 日～2005 年 3 月 31 日）中に神戸 YWCA 夜回り準備会が取り組んできた活動（「夜回り」「病院訪問」「昼回り」とその他の活動）の概況について報告していきます。

1 章では、私たちの団体の目的と性格について簡単に紹介します。

2 章は毎月第 2・第 4 土曜日の夜に行っている「夜回り」の活動について述べます。

3 章では週に 1 回行っている「病院訪問」と、必要に応じて随時実施している「昼回り」の活動について述べます。

4 章では連続講座の開催や、読書会、イベントへの参加などの活動について述べます。

（写真）連続講座第 1 回目（7/31）の青木茂幸講師



1章 夜回り準備会について

ここでは、神戸YWCA夜回り準備会の活動目的と原則、神戸YWCAとの関係など、私たちの基本的な性格を紹介します。

1.1. 会の目的

野宿したくない人が
野宿しなくてすむように
野宿せざるをえない人の
人権がそこなわれないように

この言葉は、神戸YWCA夜回り準備会が共有しあおう、と決めた目的です。先ほどの「はじめに」でも書いたように、震災救援活動の延長から始まって以来10年間、この活動を続けてきました。会の方向性や目的・活動内容については、今でも話し合いが絶えませんが、さまざまな考えがあるなかで最低限共有していけるものとして、上の目的を定めました。

あの震災から10年経ちましたが「都市が『復興』するとはどういうことなのか」「『住む』ということとはどういうことか」といったことは、今後も問い続けなければならないと考えています。

1.2. 神戸YWCA内部の位置づけ

この活動は、神戸YWCA地域活動委員会に所属する会員活動です。地域活動委員会には、子育てや高齢者支援などのグループがあり、夜回り準備会もそのひとつです。会員が中心で運営していますが、ボランティアの参加は自由です。年代・性別・宗教などは一切問わず、YWCAや夜回り準備会の活動趣旨に賛同していただけるのであれば、どなたでも参加できます。

1.3. 活動上の原則

野宿している人の選択や尊厳を何よりも尊重します。人間同士の信頼関係で成り立っている活動ですので、野宿している人のプライバシーを侵したり、生活を損ねるような行為などがあれば、活動を遠慮してもらう場合もあります。

1.4. 会の活動概況

活動は、「夜回り活動」「病院訪問」を定期的に行っています。夜回り活動は毎月2回（第2土曜日と第4土曜日の夜）、病院訪問は毎週1回（午後）活動しています。また、夜回りで受けた相談でフォローが必要なときに、不定期に「昼回り活動」を行っています（生活保護の申請同行や、診察への同行など）。また、毎月第3土曜日にミーティングを開催し、活動を振り返ってその意味を深く考えることにしています。

他にも、講演会の開催などの外部向け活動や、越冬炊き出し活動など他の支援団体が行っている活動への協力も行っています（詳細は個々の項目で説明していきます）。

コラム YWCAとは？

YWCAは、Young Women's Christian Associationの略で、日本語では「キリスト教女子青年会」といいます。100以上の国々にいる約2500万人の女性たちが力を合わせて、女性があらゆる機会において社会参加、自立することにより、平和な世界を実現するために働く、国際的な会員運動体です。距離、言語、文化の壁を越えて、平和、人権、健康、環境のためにキリスト教を基盤にした行動を続けています。イギリスで最初に創られ、日本には1905年創立されました。

現在、「平和を実現する人々は幸いである（マタイ5：9）」というテーマの下、国内27の地域YWCAで、

- * 憲法改悪を阻止し、第9条を世界平和の礎にする
- * 「核」廃絶と、自然エネルギー活用の運動を推進する
- * 子どもの権利を守る
- * 女性への暴力の問題に取り組む

を運動の課題として、さまざまなプログラムが行われています。

2章 夜回りの実施概況

神戸YWCA夜回り準備会では、原則として月に2回、第2・第4土曜日に夜回りを実施しています。以下、2004年度の私たちの夜回りの実施状況について述べていきます。

2.1. 夜回りの目的

野宿生活を送っている方の安否を確認し、行政や民間の支援活動などについての情報を提供します。また、医療や生活保護を受けたいという相談や、あるいは追い立てについての相談を受けた場合などは、本人の希望に沿って、こちらのできることについて協力します。

2.2. 対象区域

私たちが夜回りをしている区域は、主に神戸市の灘区・東灘区です。これは震災の救援活動のなごりでそうなっています。

実際には、両区の全域を回っているわけではなく、昨年度以前からの夜回りで、生活されていることが分かっている場所と、一斉夜回り（9p、コラム参照）や、そのほかにメンバーや訪問先から聞いた情報で、あらたに生活されていることが判明した場所などを回るようにしています。

ただ、人手および車輛の不足により、十分に手が回らないという現状もあります。特に車輛とドライバーの不足が問題になります。神戸YWCAには自動車一台しかなく、他はメンバーの自家用車を使わせてもらっているため、メンバーの都合により、機動力が大きく左右されてしまいます。

2.3. 実施状況

2004年度は、月2回、24回実施しました。毎月、第2・第4土曜日に行っています。1回あたりの参加者は、最大で23名、最小で6名と、回によって大きく異なりますが、平均をとると13人で回っています。1回の夜回りでは、3つか4つのグループに分かれ、各グループが車1台に乗り込んで、手分けをして夜回りしていきます。車の台数が足りないときは、徒歩で回るグループを

組みますが、車があるときに比べて、回る範囲は狭くなってしまいます。

1回の夜回りで20~30名の方と会うことになります。訪問先の方も仕事などの都合で出かけておられることがあり、全員に会うことはできません。現在、私たちが訪問している先に住んでいると思われる方の総数は、時期によって増減しますが、30名~45名になります（【表1】参照）。

表1・2004年度の「夜回り」実施状況

実施日 (2004年度)	夜回り 参加者数	訪問先で 会った人数	訪問先居住者数 (推定)
4/10	14	24	40
4/24	13	23	43
5/8	23	27	44
5/22	18	30	43
6/12	17	30	41
6/26	14	26	44
7/10	10	21	40
7/24	11	28	41
8/14	6	23	23
8/28	6	25	35
9/11	11	24	36
9/25	15	27	40
10/9	18	26	40
10/23	12	26	40
11/13	11	17	36
11/27	11	21	37
12/11	12	22	35
12/25	18	18	31
1/8	15	17	34
1/22	13	20	29
2/12	13	26	33
2/26	18	23	43
3/12	14	25	39
3/26	10	22	35
平均	13	24	38

訪問先居住者数とは、私たちがその時に回った範囲に、住んでいると推定している人の数。灘区・東灘区で野宿されている人の総数ではない。

基本的な流れとしては、夜の6時に神戸YWCA分室に集合し、グループ分けと各グループの担当コースを決めます。そして、前回の活動記録をもとに、体調の心配な人のことや、前回は相談事などがあった人のことを確認します。その後を持ち物を確認して、夜の7時には出発します。その後、9時過ぎに夜回りを終えて分室に帰り、それぞれのコースの様子を報告しあい、10時過ぎに解散となります。

コラム 神戸の冬を支える会

神戸では震災以前は、カリタスというカトリックの団体以外には野宿者支援活動はなかった。震災被災者支援活動の中で野宿している人とかかわりを持つようになったいくつかのグループと個人が、95年秋に野宿者支援活動の火を消さないようにしたいと「神戸の冬を考える会」(後に「神戸の冬を支える会」と改称)を結成した。95年12月末から27日間、神戸市役所のそばの公園にテントを張り、話し合いを続け、神戸市に野宿者対策の充実を求めた。その結果、更生援護相談所の宿泊人数が増やされた。

それ以降、支援グループをまとめて対市交渉を行い、毎月1回仲間の集いを続け、全国の野宿者支援活動の拠点のひとつになっている。自立支援特別措置法が出来た後、NPO法人となった。グループの連絡会的な性格は兵庫ホームレス支援懇談会に引き継がれている。カトリック社会活動神戸センターの炊き出しの場で生活相談を行い、生活保護申請、債務整理などを行っている。

神戸の野宿者支援活動は、被災者支援活動から始まったところが多く、日雇い労働者の運動との繋がりが希薄なのは良くも悪くも特徴のひとつだろう。

コラム カトリック社会活動神戸センター

カトリック大阪大司教区は震災直後から中山教会に現地救援対策本部を設置し、被災者支援とあわせて、外国人救援や野宿者支援に取り組んできた。現在は、週一回の夜回り活動のほか再建された教会に野宿している人の交流部屋を設け、野宿している人のための洗濯場や、シャワー、ボランティアの医師による健康相談を行い、小野浜公園で週3回の炊き出しを行っている。

2.4. 参加者

参加者は様々な世代にわたっていますが、大学生が半分です。男女比も実施日によって異なりますが、大体半々です。グループに分かれるときも、男女混合で分かれるようにしています。

1回あたりの参加者の数はまちまちで、メンバーも固定されていません。仕事や学業の都合などで同じ人が常に参加できるわけではなく、また学生は夏や春の長期休暇中には帰省などで参加できないこともあります。

2.5. 持ち物

夜回り際には、各グループが【表2】に掲げるものを持参します。

表2・2004年度の夜回り持参物

<p>お茶セット(コーヒー、紅茶、緑茶、味噌汁) / 毛布 / ビラ類(「神戸の冬を支える会」「カトリック社会活動神戸センター」からのビラも含む) / 薬(風邪薬、胃薬、正露丸などの下痢止め) / 石鹸 / 卵スープ(寄付でいただいたもの。04/06/12~04/07/10) / 乾パン / 蚊取り線香(04/08/14~04/10/09) / カイロ(04/10/23~04/03/26) / 石鹸・タオルセット(04/10/23) / 下着類・ジャンパー(要望があったときに昼回りで持参している)</p>

物を「ほどこす」ことが活動の目的ではありませんが、話のきっかけとするために、お茶などをすすめています。また、厳しい野宿生活の中で必要になるであろうささやかな物品については寄付などで集めて配っています。

また、野宿している方から、活動に使うラジオ付の懐中電灯をいただいたこともありました。その他、病院訪問で貸し出す本やラジオ、また居宅生活になった方が使うための家具や電化製品をいただくこともあります。

夜回り際には、いろいろなビラを持参します。「神戸の冬を支える会」や「カトリック社会活動神戸センター」など支援団体(左コラム参照)の、ニュースや炊き出しのお知らせも配布します。また私たち独自のビラとして、以下のビラを配って

います。

- ・夜回り準備会の説明と連絡先などを書いた、自己紹介ピラ。
- ・寒くなったときに配る「毛布あります」のピラ。
- ・追い立てに備えて配布する「今住んでいる場所から出て行けといわれたら!!」のピラ。追い立てについて今まで神戸市と話し合ってきた内容を説明し、また移動を求める人の所属や氏名を書いてもらう欄のあるピラ（第6章参照）。追い立てについては、その他にも何種類かピラがあります。

薬（市販の売薬）については、副作用を起こす恐れや、違う病であるのに間違った薬を渡してしまう可能性があるため、取り扱いは慎重にしています。一度に大量に渡さないように気をつけ、症状が続くようであれば、医師による診察を受けられるように協力することとしています。

また希望する人には、夏には蚊取り線香、冬にはカイロを配っています。カイロは、春先でも、腰痛の人に喜ばれました。今後なるべく、時期を長めにして、継続的に配布したほうがよいと考えています。夏の蚊には、さされて不快になるだけでなく、不眠になるなどの害もあるので、蚊取線香の希望は多くなっています。

また、他には、シップがほしいという要望もありました。その他、簡単な消毒セットなども持っていくかどうか、検討する必要があると思っています。

2.6. オリエンテーションと学習会

今年度のはじめに、授業での発表のために夜回りに参加した学生の一部が、野宿している人に対して、いきなり年収や過去を聞いたことがありました。受け入れるにあたって、私たちとしては、その学生たちの目的についてはっきりと認識しておらず、また相手のことを尊重して、むやみにプ

ライバシーに踏み込まないというような原則について伝えることを怠っていたのです。

この件で、事前のオリエンテーションの仕方を考えるべきだと痛感しました。従来のオリエンテーションでは、野宿している方が抱えている問題の説明に重点を置いていましたが、その後は自分たちの活動について述べる時間を増やし、活動上の原則について伝えるようにしています。

具体的には、初めての参加者には他のメンバーより1時間ほど早めに来てもらい、経験者からオリエンテーションを行うようにしています。

また、生活保護などの説明を、参加者各自がきちんとできるようになることの必要性も感じており、そのための学習会を開くべきだという話も出ましたが、メンバーの個人的な努力にとどまり、組織的に実施するにはいたっていません。

コラム 一斉夜回り

神戸市内でどれだけの人が野宿しているのか。神戸市は毎年調査していて、野宿者対策の根拠にしているが、野宿者支援をしている側の実感を下回っている。自分たちでも調査が必要だと考え、1999年から毎年、それぞれの夜回りの曜日などは異なっている諸支援団体が、7月はじめに一定の日時を決めて一斉に野宿している人の数を調査している。

今年までの調査集計結果は以下の通り。

年	男性	女性	不明	合計	前年比
2005年	305	9	4	318	81.54%
2004年	370	18	2	390	88.44%
2003年	419	14	8	441	90.37%
2002年	470	12	6	488	111.42%
2001年	416	8	14	438	86.56%
2000年	464	13	29	506	101.40%
1999年	472	14	13	499	-

神戸市内に関しては、減少の傾向がみられるが、生活保護を受けるようになった人の数を差し引くと、新しく野宿する人が100人規模で増えている。

3章 病院訪問と昼回り

私たちは前章で述べた月2回の「夜回り」のほかに、毎週1回「病院訪問」をしています。また「夜回り」と「病院訪問」において出てきた課題に応じるため、随時「昼回り」を実施します。ここではその「病院訪問」と「昼回り」の活動について述べます。

3.1. 病院訪問の目的・対象区域・実施状況

「病院訪問」の目的は主に2つです。ひとつは、入院生活における困難を軽減し、治療が中断されないようにすること、2つめは（本人が希望するなら）退院後に野宿生活に戻らないで済むように手伝うことです。

更生センターの近くの病院と、夜回り・昼回りで知り合った人が入院した場合は、その病院に訪問します。

基本的には毎週1回訪問します。昨年度は53回訪問できました。参加者は8月までは1人、9月からはほぼ2名。訪問した患者さんの数は395人ですから平均して毎回7.4人訪問しています。定期的な訪問のほかに、住居確保や生活保護に関する相談などで180回病院を訪問しています。

3.2. 病院訪問の活動

病院訪問では、野宿生活から、新しく入院した人について、次のようなことに対応しています。

病院は入院に必要なものを準備するように求めるが、本人では準備できない場合が多い。神戸市は「行旅セット」と称して、入院した人のために、着替え(寝巻き下着)、湯飲みや歯ブラシ、石鹸、タオルなどを準備しているが、届くのが遅いと、不自由する。

入院しても洗濯や、入浴、テレビのほか現金を要することは少なくない。生活保護の医療扶助が決定すると毎月23150円の日用品費が支給される（手持ちのお金がないと、テレビを見ることも洗濯も出来ない。そのときに「貸してやろう」と声をかけ、後で日用品費を受け取ったときに「前に貸してやったから」と巻き上げられたりする）。出来るだけ早期に

担当のケースワーカーを決めて訪問し、行旅セットを届け、面接し、貸付をするように福祉事務所に対して要請する。

本人には、「退院すると帰る家がなかったら」というピラを届け、基本的に退院後の心配はないから安心して治療に専念するように話す。また、入院継続中の人には、次のように対応しています。

毎週一度は訪問し、退院後のことをケースワーカーとよく話すよう薦める。

退屈だといつテレビを見る（1時間50円）ので、ラジオや無料の貸本を届ける。以前は古本屋で買っていたが、最近は、古本を集めて暮らしている仲間に寄贈してもらう本が多い。病室は大部屋なのであまり込み入ったことは話せないが、借金のことなど未解決の課題があることが分かれば解決法を相談する。ガンを告知された方と話し込むこともある。

ケースワーカーに「面倒見るのは入院中だけ」などと不当なことを言われた場合、本人の希望に沿って、福祉事務所と話し合う（第9章参照）。

退院する際に本人が希望すれば、野宿生活に戻らなくても済むように、住居を確保し、同時に生活保護を継続させるように努めます。具体的なことは、第9章をご覧ください。

3.3. 昼回りの目的と実施状況

「昼回り」の目的は、夜回り、病院訪問で知らされた様々な問題（医療、住居確保から生活保護受給、追立てと襲撃、野宿生活などに関すること）のフォローが主になります。また夜回りでは気がつかない人を探したり、夜回りではゆっくり聞け

なかったことを聞かせてもらったりすることも課題です。また、いろいろな相談の電話もあり、できることには応えたいと考えています。

昼回りする地域は夜回りと同じです。今年度の実施回数は、夜回りや病院訪問で受けた相談のフォローなど、述べ 566 回（病院訪問の 180 を引くと 386 回）でした。同じ問題に何回もかかる場合もあり、一度に何人もの方を訪ねる場合もあります。

3.4. 昼回りの参加者と活動内容

昼間は勤労者にしても学生にしても参加するのは難しく、特に昼回りは前もって予定することは少なく、突然用件が発生することが多いので、主として退職した無職のメンバーが担当しています。

活動の内容は、基本的に「夜回り」と「病院訪

問」で寄せられた相談に対するフォローの活動なので、決まったものがあるわけではありません。医療や生活保護、追い立てへの対応、年金やサラ金の問題についての相談などを受けます。個々の問題へどのように具体的に対応しているかは、第部の各章で述べています。

こまごましたこととしては、毛布がなくなった、寝袋がほしい、下着の替えがないなどの、いろいろな事についても相談を受け、不公平にならないように気をつけながら、できることに対応しています。また、今年は例年になく台風が多かったため、昼回りで頻繁に安否を確かめに回りました。

4章 イベント参加・連続講座・読書会など

ここでは、今年度に行った「夜回り」「昼回り」「病院訪問」以外の活動について紹介します。
灘チャレンジへの参加と連続講座の開催の2つが大きなことでした。

4.1. 灘チャレンジ

6月6日(日)に、灘区の都賀川公園で開催された灘チャレンジ(コラム 参照)に参加しました。今年の灘チャレンジでは「野宿者の問題」をテーマにした「風刺劇」が上演されました。

当日に私たちは展示ブースを出し「(前金・敷金なしで貸してもらえ)家主さん募集」「赤ひげ先生募集」など、たくさんの広告風の張り紙をしました。これは本当の広告ではなく来場者に説明を読んでもらうのが意図だったのですが、実際にある家主さんから「自分のアパートを貸してあげよう」という申し出を受けることができました。

また「うちで診てあげる」という「ろっこう医療生協」からの申し出もありました。そのことで、医療についても以前より受けやすくなりました。

4.2. 連続講座の開催

2004年度には「ホームレスをめぐる4つの話」と題した連続講座を開催しました。詳細は、別途に講演録をまとめていますので、そちらを読んでいただくと嬉しいです。【表3】にある主題と講師で、様々な角度から「ホームレス」(住むところのない人)の問題に光を当てる講演会とすることができました。

日本社会には「ホームレス」の問題は当事者の問題だという考えが根強くあります。何とか私たちの社会、私たち自身の問題だということを社会に投げ返したいというのが企画の主旨でした。

2003年に、ある公園で野宿している人と近所に住んでいる人とのトラブルが原因で、刑事事件になったことがありました。それ以来、どうしたら地域社会の人権意識を強くすることが出来るか悩んできました。それが講演会をしたいという原動力でした。

表3・2004年度連続講座の実施内容

1回目(7月31日)

「ホームレス」をめぐる現状と施策
被災地・神戸からの発信
講師：青木 茂幸氏(神戸の冬を支える会)

2回目(9月4日)

「ホームレス」の人々の人権と自立の支援
支援活動の経験と憲法学の観点から
講師：笹沼 弘志氏(静岡大学助教授)

3回目(10月2日)

「現場」において見えてきたもの
五感で感じた野宿当事者の思い
講師：中桐 康介氏(長居公園仲間の会)

4回目(11月6日)

「ホームレス」と若者 「居場所」を求めて
講師：北村 年子氏(ルポライター、自己尊重トレーニング・トレーナー)

各回の参加者を平均すると30.5名でした。新聞・雑誌などへの宣伝のため、いつも活動に参加している人とは違う人たちに聞いてもらえたのは評価できる点です。その一方で、こちらが「聞いてもらいたい」と思っているところ(土木事務所・福祉事務所・教育委員会・学校など)への呼びかけができていなかった点が反省点となります。

なお、この連続講座の開催にあたっては、兵庫県・生活復興県民ネットの2004年度地域活動推進講座助成金を受けることができました。

4.3. 読書会の開催

連続講座の終了後、メンバーの中から「ホームレス」を生み出す社会の矛盾 野宿したくない人を野宿に追い込む社会的な要因 について、より深く学習しようという気運が盛り上がり、読書会を開催することとなりました。

テキストには、渋谷望『魂の労働　ネオリベラリズムの権力論』(青土社、2003年11月)を選び、今、新しい社会的弱者を生み出しつづけている新自由主義の権力性について学ぶことを目的として、各月の第3土曜日に行われるミーティングの終了後に4回実施しました。

読書会を通して、夜回り準備会で取り組んでいる「住むところのない人、住むところを失いかねない人」を生み出す時代的背景について、大雑把ながらその雰囲気をつかみとることはできたと思います。また、夜回り準備会に参加しているメンバーの中には、同時に介護労働の問題や、非正規雇用の問題に取り組んでいる者もあり、そうした他分野での取り組みにおいても、新自由主義の権力性について考察することは重要だとの声も聞くことができました。

一方、各回のミーティング終了後の限られた時間の中、やや抽象的な本書の記述に取り組むのは困難も多く、テキストを十分に消化せずに終了してしまいました。

今後も機会をとらえて、論文や図書などを学習することが確認されています。

4.4. 越冬炊き出しへの参加

12月27日から1月5日のあいだ、三宮・東遊園地で行われた「冬の家」の炊き出しに今年も参加しました。この「冬の家」は震災からずっと行われている越年の支援活動で(「神戸の冬を支える会」主催)内容を変えながら、神戸の様々な支援団体が集まり、現在は炊き出しや散髪、青空カラオケ、餅つきや医療・生活相談の活動などを行っています。

神戸YWCAは1月3日の炊き出しを担当し、メンバーのオリジナル・レシピでレンズ豆と挽肉のカレーと、りんごのデザートを作りました。大量に作ることはもちろん、いろんな人があだこうだ言いながら作業にあたる現場の混乱をまとめていくのもなかなか大変です。しかし、YWCAのメンバーだけでは足りないところを、多くの人に

手伝ってもらい、作る人、食べる人という隔てのない炊き出しになったと思います。

おかげで、カレーの出来は上々、量も350名ほどの分量をしっかりと作ることができ、味も好評でした。普段の夜回り活動とはまた違った、昼間の炊き出し活動。寒さの厳しい中、お腹を満たすとともに、いろんな人のふれあいの場、つながりの場としても、大切な取り組みであると思います。

コラム 灘チャレンジ

阪神・淡路大震災を機に結成された「神戸大学学生震災救援隊」と「神戸大学総合ボランティアセンター」が、震災の年から地域の商店街や障害者の地域作業所、学童保育所などいろいろなグループに呼びかけて毎年6月はじめに開催する地域振興のためのお祭り。展示ブースや模擬店、フリーマーケットなどの出展がある。

YWCA夜回り準備会は2000年から参加してきた。きっかけは、ちょっとしたことだった。何かイベントが開催されると、その付近で野宿している人が追い出されるということがよくある。灘チャレンジの会場になる公園の傍にも10余人の人が野宿していたので、実行委員会に対してそういうことが起こらないように申し入れに行ったところ、「それなら、参加してそのことを訴えては」と言われ展示をした。次の年は、野宿している人が暮らしの糧にしているアルミ缶はどれくらいで1キロになるか当てるゲームをしたりした。

こうしたことから、神戸大学の学生震災救援隊や関係者と親しくなり、YWCAの夜回りが神戸大学ボランティア講座の体験現場になるきっかけにもなった。

2004年度は「野宿者問題」が灘チャレンジのテーマに選ばれ、1時間近い「風刺劇」もその問題を扱った。私たちのブースは何をしようか迷って、「家主さん募集」、「赤ひげ先生募集」などといった張り紙をたくさん張った。その下に、生活保護を受けたくても住むところがないと受け付けてもらえない「違法な」現状や、病気になっても、救急車で運ばれるか入院にならないと医者にかかれぬ状況の説明を書いた。「……募集」というのは説明を読んでもらうための、惹句だった。

4.5. 神戸大学ボランティア講座の実習生受け入れと更生センター見学

2005年の2月から3月にかけて、神戸大学ボランティア講座（神戸大学学務部主催）の実習生を受け入れました。2003年からはじめて年に1度、3回目の受け入れになります。現在、定期的な活動メンバーになっている学生の内、この講座が活動のきっかけとなった者も多いのですが、今年度は、はじめて活動に参加する実習生は1名だけとやや寂しいことになりました。

今年度はボランティア講座実習の中に更生センター見学のプログラムを組みました。以前から会の中で、更生センターの見学をしてみたいという要望もあったからです。既に活動に何回も参加しているメンバーでも、更生センターを実際に見学したことのある者は少なかったため、この機に見学することができたのは、意義のあることでした（2月26日に8名、3月11日に5名が見学に参加）。その後、更生センターのあり方などについて、見学に参加したメンバーによってメーリングリストなどを利用して議論が展開されることになりました。

表4・2004年度の主な活動（夜回り・昼回り・病院訪問・連続講座をのぞく）

【2004年】	
6月5(土)~6日(日)	寄せ場交流会に参加
6月6日(日)	灘チャレンジ 2004 に模擬店出店
7月2日(金)	一斉夜回り
12月4日(土)	ワイワイパーティー
12月18日(土)	第1回読書会
【2005年】	
1月3日(月)	越冬活動、神戸の冬を支える会の炊き出しに参加
1月15日(土)	第2回読書会
2月19日(土)	第3回読書会
2月25日(金)	更生センター見学
2月26日(土)	神戸大学ボランティア講座実習受け入れ
3月11日(金)	更生センター見学
3月12日(土)	神戸大学ボランティア講座実習受け入れ
3月19日(土)	第4回読書会

第 部

野宿している人たちの状況と課題

私たちが活動している灘区・東灘区で野宿している人たちが抱える問題はどのようなものなのか。第 部では、私たちが2004年度の夜回りや病院訪問、昼回りを通して見聞きし、またその解決に向けて努力してきた、状況と課題を「健康と医療」「追い立てと襲撃」「かかわる人々と団体」「生活と仕事」「生活保護」の5項目に分けて述べていきます。

5章では、野宿している人の健康状態と、医療を受ける際の困難について述べます。

6章では追い立てと襲撃の問題について述べます。

7章では野宿している人にかかわる周囲の人々 神戸市の巡回相談員や、民間の「ぼったくり福祉」、さらに地域住民の様子を述べます。

8章では野宿している人の生活と仕事の様子を述べます。

9章では野宿から生活保護を受ける手順と、その困難について述べます。

(写真)野宿できないように手すりが付けられたベンチ



5章 健康と医療

私たちの活動中、直面する問題の一つが健康と医療の問題です。ほとんどの人が何らかの病気を抱えたまま野宿生活を強いられています。しかしながら、野宿している人が医療を受けることは現状では大変難しいのです。

ここでは野宿している人がどのような健康上の問題を抱えているのか、また医療を受けるためにはどのような手立てがあるのかについてまとめました。

5.1. 野宿している人の健康状態

私たちの活動中、直面する問題の一つが、健康と医療の問題です。ほとんどの人が、何らかの病気を抱えたまま野宿生活を強いられています。

夜回り準備会では市販の風邪薬、胃腸薬、下痢・歯痛止めなどを持っていき、希望する人に渡すようにしています。しかし、これは一時しのぎで問題の解決になるわけではありません。必要なことは、地域の医療機関との連携によって、野宿生活をしている人が、病状が命にかかわるような状態に進行する前に、適切に医療を受けられる環境を整えることだと考えています。

以下、本年度の夜回りで出会った方々の健康状態から、いくつか気になるものを取り上げました。

5.1.1. 消化器系の病

本年度、野宿生活から生活保護を受け、居宅保護になったのにもかかわらず、胃の病が原因で間もなく亡くなられた方がいました。その方が野宿をしているときには、慢性的に胃腸が悪いとのことで、「医者に見てもらったほうがいい」という意見もありました。それだけに、もっと早く治療を受けていれば、あるいは、もっと早く居宅で暮らせる状況にあれば、助かったのではないかと思い、非常に悲しくなります。

他に、胃潰瘍の薬を飲んでいるので、その副作用によりひじから手の指がしびれて、箸がもてずにフォークやスプーンで食事をするという方もいました。その方は、自転車で仕事をするのですが、足のしびれでこぎにくく、手指のしびれでブレーキが掛けにくいとも訴えていました。

また「食事が不規則で胃が荒れる」と言ってい

た方もいました。厳しい野宿生活をしている方にとって、胃腸などの消化器系の病気は珍しいことではなく、しかも悪化した場合は生命にかかわる事態になるのだということを痛感しています。

5.1.2. アルコール問題

しんどい生活の中で気を晴らしたいということもあり、アルコールをかなり飲む人がいます。そもそも、野宿生活になった理由に、アルコール問題が関係する人もいます。生活保護を受けて居宅生活をするようになってから、かえってアルコールの問題が深刻になる人もいます。

一般に、アルコールの問題が病気であるとの認識はまだ弱く、個人のだらしなさのせいにされてしまうことが多くあります。そうした認識不足が問題の解決を阻んでいます。病院では入院中に飲酒してしまうと退院させられることが多く、更生センターでも飲酒すると即時退去になってしまいます。現在、私たちも、アルコール問題に対する有効な取り組みは見出せていません。

5.1.3 糖尿病

「糖尿病」はかつて「贅沢病」といわれてきたような背景もあり、養老孟司はその著書(『バカの壁』)で「ホームレスが飢え死にしないような豊かな社会が実現した……下手をすれば糖尿病になっている人もいると聞きました」と述べていました。また養老は「ホームレス」のことを「働かずに食べる」人たちもしています。しかし、こうした記述には、大変な誤解があると思います。

野宿している人の中には、たしかに糖尿病の人もあります。その理由は、働かずにたっぷり食べられるほどに豊かであるからではなく、朝から晩ま

で働いても収入が少なく、生活が不安定なためです。まず、野宿生活では食材を衛生的なところで調理することや、調理したものを保存することができません。また外食をするにも、弁当を買ってくるにも、そのお金がありません。そのため、どうしてもすぐに食べられるインスタントラーメンなどに食生活が偏ってしまうのです。

「500円だと、弁当は1つしか買えない。でも、ラーメンなら5食分買ってもおつりがくるし、お湯さえあればすぐできる」と語る方がいました。野宿生活においては、食生活の貧しさと不安定さが糖尿病の原因となっていると見るべきです。

糖尿病を放置すると、目や手足に異常が起きたり、血圧が上がったり、様々な合併症が出てしまいます。ただ、素人目に判断するのは難しく、医師の検診を受け、治療を受けられる場につないでいく必要があります。

5.1.4. 外傷

重い外傷を受けた場合は、生命にかかわるので、迷わず救急車を呼ぶように以前から勧めています。また比較的「軽い」外傷の場合にどうするのか、という問題もあります。あるとき「歩いていて何かにつまづき、足を捻挫した。自転車に乗れない。昨晚は痛くて寝られなかった」という症状を訴える方に出会ったものの、そのまま別れてしまったということがありました。幸い、後日メンバーの車で病院に行き、治療してもらえました。

他にも、メンバー各自が外傷に対する応急処置を覚えたほうがよいという意見もあります。しかし、下手に処置をして悪化させるという危険性もあり、現在は検討中です。

5.1.5. 歯のトラブル

歯のトラブルを抱えている人も多くいます。こちらが乾パンをお渡ししようとしたところ「乾パンは歯が痛むので食べられない」と断る方もいました。また「歯がぐらぐらしている」と歯槽膿漏の症状を訴えられる方もいました。

厄介なことに、歯のトラブルについては「命にかかわるほどのものではない」と見なされ、他の

病気に比べて治療を受けにくいことが多いのです。歯や口腔内のトラブルについては、今でも適切に対応できないでいます。

5.1.6. 後遺症

アルミ缶集めの途中で車にぶつかり、大腿骨骨折という重傷を負い、入院した方がいました。入院し治療後、野宿生活をしているのですが、足に痛みが残っているそうです。

また、過去の仕事で負った古傷が、現在の生活に影響しているというケースも多くあります。「昔、工事現場で働いていたときに、クレーンが吊っていた資材が足にあたり、半月板を損傷した。入院したが、現場に復帰したかったので自分からギブスはずしてもらった。そのために今のように足痛になった」という方がいました。その方の場合、「ゼロ災害」を守るため労災扱いにされず、治療が中断したとのことでした。

5.1.7. 障害

障害を持った人もいます。今年度、耳の聞こえない方に出会いました。はじめは聞こえないことを知らずに話しかけてしまいましたが、その後は筆談道具を用意するようにしました。

5.2. 野宿から医療を受けるには

野宿している人が医療を受けるのは、困難なのが現状です。現状では以下のような選択肢がありますが、それぞれに問題があります。

救急車を呼ぶ

更生センターの嘱託医の診察を受け、必要なら医療につなぐ

病院で診察を受ける

以下、この各選択肢の問題点を述べていきます。

5.3. 救急車を呼ぶ

救急車は本当に緊急の場合に呼びます。救急車で病院に運ばれて治療を受けたのは良いものの、入院には至らず、その病院が生活の場から遠く離れた神戸市北区であったので、延々と歩いて帰らなければいけなかったことが過去にありました。

そうしたことを考えると安易に救急車を呼べば良いとはいえません。

もちろん、生死にかかわるような容態の場合は、迷わず救急車を呼びます。救急車で搬送された場合、お金がなければ「行旅病人及行旅死亡人取扱法」という法律で治療費が賄われます。ただし、そのとき一回だけで、再び診て貰うことは出来ないのが現実です。

5.4. 更生センターに行く

更生センターには、毎週月・木の午後2時から3時までのあいだ、囑託の医者が定期的に来ているので、そこに行けば診察だけは受けられます。また、そこで病気と認められれば、他の病院で検査を受けられ、治療につながる可能性もあります。

しかし、遠路から体調の悪い状態で行かなければならない場合は大変です。また、そのまま継続して治療を受ける場合には、更生センターと同じ建物にある更生援護相談所に泊まらなければなりません。しかし「泊まると生活基盤が崩れる」という意見もあります。また、診察・治療に対して抵抗があるという人もいます。「歯が痛むが、更生センターでは抜かれてしまうので……」とためらう人もいます。

5.5. 病院での受診

野宿をしている人が自分一人で歩いて病院に行くと、受付で「保険証はありますか」と聞かれ、「ない」と言うと「全額自己負担ですが払えますか?」と言われます。ここで途方にくれて、引き下がらざるをえないことが多くあります。

一人で歩いていかず、誰かほかの人に運ばれるなどして行けば「行き倒れ」という扱いになり、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」という法律にもとづき、神戸市が医療の費用を立て替えます。

またお金がないということであれば、福祉事務所に生活保護を申請し、医療扶助で治療を受けることはできます。ただこの方法は敷居が高く、お金のないときに病院で医療を受けるのは難しいの

が実情です。

また病院や診療所は「行旅病人及行旅死亡人取扱法」による費用を神戸市に請求することが出来ますが、手続きを面倒に思うためか、救急車で来た人以外は門前払いするのが実際です。

ですから、今年度の灘チャレンジ(13p・コラム 参照)で「赤ひげ先生募集」と書いて募集したところ、ろっこう医療生協が「診療してあげる」と申し出てくれたのは本当にうれしいことでした。これで、病んでいる人に「一度お医者さんに見てもらおう」と言えるようになった訳です。

5.6. 野宿から医療を受ける困難

このように、野宿している人はなかなか医者にかかりにくいのです。また、自分が重病だと知るのが怖いという感情も働きます。さらに、病院での扱いに対する不信感もあります。

今年度中にも「A病院の医者は藪だし、B病院に行くと一日がつぶれ(帰りに更生センターに報告しなければならない)、仕事が出来ない。いつかは精密検査が必要だと思うが、今は何とかなので行かない」「A病院で、以前血を吐いたと言っても気のせいと言われ、別の病院で潰瘍と言われた」などといった話を聞きました。

また、治療を受けている医療機関の関係者が「あの人は国のお金で治療を受けて……」などの発言をすることもあり、そうすると、野宿している人はますます病院への不信感が強まり医療を忌避してしまうという悪循環にも陥ります。

野宿している人のほとんどが何らかの病気を抱えているのではないかと思うのですが、これらの理由で医者にかかることをためらい、いよいよ「病院に行きたい」というときには重症になっていることが多いのです。

野宿していない人が病気で救急搬送されたり、入院するのは人生の中で多くはありません。ほとんどは通院で病気を治療するはずですが、その通院の可能性が、野宿している人には閉ざされているのです。

6章 追い立てと襲撃

私たちが夜回りの活動の中で常に神経を尖らしてきたのが、追い立てと襲撃の問題です。追い立ては、行政の都合や民間の工事、近所の人の要請などで行われます。

また、襲撃も深刻な問題です。ここでは、私たちがどのように追い立てと襲撃の問題に取り組んできたかということと、今年度に見聞きした襲撃と追い立ての事例について、述べていきます。

6.1. 追い立てについて

私たちが出会う灘区・東灘区で野宿している人の多くは、橋の下や河川敷、高架の下、公園などに定住しています。その中で橋や河川敷、公園などは行政（県や市）が管轄していることが多く、そこに生活している人に立ち退きを要求することがあります。今年度も、多くの追い立てがありました。

6.2. 追い立ての相談を受けたら

「立ち退いて欲しい」と言われたときには、まず、誰から言われたのか、言う権利のある人からなのか、行政の人だとするとどういう部署の人からなのかということを知らなければ、交渉のしようがありません。

神戸市では、市の施設（公園・建物の敷地・港湾施設など）に関しては、強制追い立てはしないという約束になっています。どうしても移動してほしいという場合は、よく話し合うことになっています。目的や理由を説明し、移動先や身の振り方についての相談にも乗って、本人が納得すれば移動する、というルールです。こういう約束になっているということ、それを伝えに来た人に記入してもらおう書式（移動を求める理由・担当部署・連絡先・氏名などを記入してもらう）をピラに含めています。これに記入してくれない場合、追い立てを求めている人はその土地の権利関係に関係がないと判ります。

6.3. 行政との交渉

移動の要請が行政（役所）からの場合、担当部

局と話し合っ、できるだけ納得のいく解決策を探ります。私たちが回っている範囲ではあまり大勢の人が固まって住んでいる場所がないので、集団の力で抵抗するのは困難ですが、できる限り本人の意思を尊重し、話し合いを支援しています。

公務員宛には「強制追い立ては違法です」というピラを準備しています。公務員には憲法尊重の義務があり、憲法には公務員に条約を尊重する義務を課しています。そして日本が批准する国際人権規約には衣食住の権利が人権として認められていて、強制追い立てはこれに反する、公務員が国際人権規約違反をしてはいけない、ということが書いてあります。追い立て対策のピラは巻末に収録していますので、ご参照下さい。

6.4. 今年度の追い立てについて

ここでは、今年度にあった、追い立ての事例について紹介していきます。

6.4.1. 神社の横の空き地にて

Aさんはある神社の横の空き地に小屋を立てて暮らしていました。4月10日には「東部土木事務所の人々が時々様子を見に来るが、追い立てはされない」などの話を聞きました。ところが、その次の夜回りのとき（4月24日）にはブルーシート的小屋はなくなっており、小屋のあった近くにAさんは寝袋で寝ていました。そして「4月19日月曜日の大雨の日に、アタッシュケースを持ったスーツ姿の3人がきて、雨がやんだら工事をするから立ち退くように言われた」という話を聞きました。「東部土木事務所の人ではなく、名刺もバッジもなかった」そうです。それでAさんはテントを捨

てて寝袋で寝ていたのです。Aさんが元々テントを張っていたあたりには、

立ち入り禁止 / なかにはいってあそんではいけません / 張り紙等禁止 / 土地管理者

というラミネートされた紙が貼ってありました。

Aさんは、神社の宮司さんやその地域の自治会長さんとは比較的良好な関係を結んでいたようで、「神社の宮司は『たぶん工事はないだろう。市には金もないし……』と言っていた」自治会長は『工事が始まってから出れば良い』と言っていた」と私たちに話してくれていましたが、次の夜回り(5月8日)ではAさんは既にいなくなっており、「立ち入り禁止」の掲示があり、空き地を囲むフェンスの隙間にトラロープが張られていました。後に聞いた話では、神社の土地を市が買い上げたらしいとのことですが、はっきりしたことは分かっていません。

6.4.2. 歩道橋下にて

4月24日、2人の方が住んでいる、ある歩道橋の下に行くと、退去勧告書が貼られていました。文面は以下のとおり。

勧告書 / 平成 16 年 4 月 22 日 / 物件所有者殿 / あなたが設置、放置しているこの物件は / 道路法 32 条の規定に違反している / 撤去するよう勧告します / 平成 16 年 5 月 5 日までに取り除かれない / 場合は放置物として処理します。国土交通省 兵庫国土工事事務所 / 神戸維持出張所 / (電話番号略)

この勧告を受けて、1人は反対側の歩道橋近くへ移動し、もう1人はまったく違う場所に移りました。

6.4.3. ある埋立地にて

2人の方が一緒に暮らしていましたが、側溝の工事を理由に追い出されたようです。近くの方からは「荷物が多すぎたのが原因らしい」(8月)という声もありました。

6.4.4. 埠頭にて

Bさんが住んでいた車に貼り紙がしてありました(8月28日)。

この物件は港湾施設に放置されております 至急移動

さしてください / 平成 16 年 8 月 20 日 神戸市長 摩耶 (No.略) / お問合せ先 神戸市みなと総局神戸港管理事務所 (電話番号略)

Bさんとは後日、違う場所で会えました(10月9日)。するとその日に「港湾(みなと総局)から荷物を撤去するように言われた」とのことでした。「移動要請を受けたら、話し合いを要請できる」ということをこちらから話しました。その次の夜回りで訪ねたときには、Bさんとは入れ違いになりご本人とは話せませんでした。再び紙が貼られていたのを確認しました(10月23日)。

告 この車両は、港湾施設敷地であって、みなさんに迷惑をかけていますので、平成 16 年 10 月 31 日までに取り除いてください。 / もし期限を過ぎてもなおこのまま放置されているときは、神戸市において撤去します。 / 平成 16 年 10 月 21 日 神戸市長 お問い合わせ先 / 神戸市みなと総局 神戸港管理事務所管理第 2 係 (電話番号略)

次の夜回り(11月13日)では撤去ピラは寝床にも物置にも置いてあり、複数台あった車は撤去されて一台だけになっていました。その次の夜回り(11月27日)では、その一台だけ残っていた車のガラスも割れていて、Bさんがそこにいらっしゃる様子はもうありませんでした。

6.4.5. 鉄道の高架下にて

ここには誰かが住んでいる様子の寝床があったので数回訪ねましたが、結局、会うことはできませんでした。9月25日の夜回りのときに、赤文字で書かれた工事予告の貼り紙がありました。

工事名 (地名略) 高架下駐車場新設工事 / 施工期間 平成 16 年 10 月 1 日 ~ 平成 16 年 11 月 15 日 / * 高架下にある物品は平成 16 年 10 月 1 日までに撤去を願います。 / 撤去なき場合は、当社にて自由に処分いたします。(会社名略)

次の夜回り(10月9日)では既に工事が始まっており、住んでいた跡はまったくなくなっていました。

6.4.6. 川辺の高架下にて

ここには、かつては最大9人の方が住んでいま

したが、年金が受給できるようになって居宅生活に移ったり、「エヌピーオー」と呼ばれる民間施設（7章参照）に入所した方がいて、最後は2人だけが生活している状態になっていました。

2004年10月9日の夜回りのとき、以下のような貼り紙がありました。

平成16年10月18日から平成17年12月末まで工事 / JRから国道2号線まで 河川改修 更生援護相談所が住居、生活などの相談に応じる。 / 相談窓口（電話番号略） 担当（担当者名・電話番号略）

次の夜回り(10月23日)では荷物は既になくなっており、ロープが張られ工事が始まっている様子でした。ここにいた人のうち、一人は近くに寄り、もう一人は知り合いを頼って出て行かれたとの話を、違う方から聞きました。貼り紙には、相談窓口が置かれたとアナウンスがされているものの、二人とも利用しなかったようです。これはなぜなのか、きちんと考える必要があります。

6.4.7. 河口にて

11月13日の夜回りで、立ち退きの話を聞きました。そこにはCさんとDさんがいました。Dさんの話によると「神戸市の公園課と巡回相談員が来た。橋脚のペンキを塗り替えるので、立ち退いて欲しいとのこと」ということでした。その後、Cさんは更生センターを経て病院に入院、Dさんは現況届けが出せず滞っていた年金が復活し、灘チャレンジで出会った家主さんの所有する、西区のアパートに入居しました。

6.4.8. 3回の移転

11月27日の夜回りで出会った方から、ある歩道にいたEさんが、今いる歩道から出るように言われていると聞きました。Eさんは、2003年度末に他所から歩道に移ってきていました。その後Eさんは、以前近くに住んでいた知り合いのところに移りましたが、今度はそこも工事のために立ち退きを求められるようになりました。Eさんは、この一年間だけで、3回も住まいを変えなければならなかったのです。

6.4.9. 住宅地内の公園にて

住宅地内の小さな公園に住んでいた方がいましたが、12月11日の夜回りで訪ねると、神戸市からの警告の貼り紙「15日までに撤去しなければ処分する」が公園中央にあった荷物の上に貼ってあり、本人には会えませんでした。次の夜回り(12月25日)では既に荷物は撤去されており、本人には会えませんでした。

6.4.10. 橋の下にて

橋の下で暮らしている方がいて、2005年1月8日の夜回りでそこを訪ね、橋の下を見ると、東側に自転車、西側に荷物や布団などがあり、また壁に撤去の通告が貼ってありました。

通告 ここは河川区域につき、あなたの荷物を 17年1月19日までに撤去してください。 / 期日までに撤去されない場合には、不法投棄物件とみなし、当所において処分します。 / 平成17年1月6日 兵庫県神戸県民局 神戸土木事務所（電話番号略）

その後の夜回り(2月26日)で訪ねると、今度は撤去ビラが張ってありました。

告知 この場所に放置してあった物件は、平成17年1月26日ゴミとして処分しました。 / 平成17年1月26日 神戸市土木事務所

3月26日の夜回りで訪ねると、本人は就寝中でしたが物が増えており、警告書が貼ってありました。

警告 河川敷地に自転車・荷物を放置することを禁止します。すみやかに移動してください。 / 平成17年3月3日 兵庫県土木事務所

後日に、この方に話を聞くと、特に立ち退きを言われているわけではなく、自転車などが撤去されたことについては別に構わない、という様子でした。

6.4.11. 海辺の公園

ある海辺の公園で、2005年2月12日に「昔は他にもたくさんここに寝ておられたが、今はメリケンパークのほうへ行ったのではないか。12月1日~3日にイベントのための追い立てがあったそう」という話を聞いた。おそらく、近くに新しく

建設された温泉施設の開館イベントのためだと思われる。

6.4.12. 天皇のための整理

2005年1月8日、ある方から「歩道上の荷物は、1月15日と17日に関西国際空港に行く天皇が通るので、片付けるよういわれている」という話を聞きました。1月17日は、阪神・淡路大震災被災から10周年ということで、天皇を招いた盛大な式典が行われ、世界防災会議が開かれました。その影響で、沿線の野宿している人々は荷物を片付けなければならなくなりました。

6.5. 襲撃について

一方、襲撃に関してはあまり有効な対策がありません。警察に相談しても、下手をすると「そこにいるからいけない」「そこから出て行け」と言われます。それでも最近は、警察も自分の管内で事件が起こるのはいやだからか、「ホームレス襲撃」の事件が新聞で報道されたときなどはパトロールを強化するようです。

今年度は、野宿している人たちの自転車が川に投げ込まれることがありました。「夜暴走族が来るが、黙っていれば何も悪さしない。うるさいなど」というと、卵を投げられたりする」という声も聞きました。これらのことがあって怖いので公園に住めず、夜は歩き回っている人もいます。

テントが子どもに襲われるという事件も今年度の最後にありました。以下に紹介します。

6.5.1. 駐車場で襲撃事件

2005年の3月に駐車場で野宿している人のテントが、数人の子どもに襲われる事件がありました。この事件については襲われた本人（以下、Aさんとします）が手帳に記録を残していたため、その経緯についてはつまびらかにすることができます。

3月25日、朝9時から午後2時半まで、Aさんが缶集めに外出していました。その間に、Aさんのテントと、近くに住んでいるもう一人の方のテントが襲われました。テントの中にあった家具の

引き出しなども、中身をすべて空けられ、テントは住めないような状態にされていました。またAさんはテントにおいてあった4000円を盗まれました。このときには、誰がやったのかは分かりませんでした。

Aさんは、親しくしていた近所の居宅の人（以下、Bさんとします）とともに近所の交番に被害届けを出しに行きました。ただそのとき、Aさんは4000円を盗まれたことを、言い忘れたのか、言い出しにくかったのか、伝えませんでした。そのためでしょうか、後日、私たちがその交番に確認したところ、この事件については警察は調書さえ取っていないことが分かりました。

その後、その翌日や、数日後にも、中学生程度の年頃に見える子ども4人ほどがテントのあたりに何回もやってきました。この子どもたちは25日にテントの近くから持ち去られていた鉄パイプを持っていたので、襲撃の犯人に間違いなさそうです。

Aさんは缶集めの仕事も休み、Bさんとともに追いかけるのですが、つかまえることができません。また警察にも何度も通報しますが、警察官が来たときには子どもたちはいなくなっているということの繰り返しでした。3月の29日にはBさんが子どもたちに投石され、頭を負傷することにもなりました。

その29日に、Bさんから電話がかかってきて、私たちはこの事件を知ることとなりました。

30日に、メンバー3人でAさんとBさんにお話をうかがいに行きました。おふたりは、現れたとき警察を呼ぶが、何度も呼んでも少年たちがすぐ逃げてしまって警察が確認できないので、警察が相手にしてくれなくなるのではないかということ懸念していました。

そこで、私たちは管轄の交番に行き、当番の相談員に事情を話しました。このときに、最初の襲撃事件について、調書も取られていないことが分かったのです。

また、襲撃した子どもの年頃が中学生くらいと

ということなので、その校区の中学校に行き、先生にAさんの事件のことを伝えました。また、この中学校では野宿している人たちのことについて話をすることなどあるのかその先生に質問すると、「そういった事件が起こっていることは話に聞いているが、実際にこの近くであるということは初めて聞いた。春休みに入る前に、春休みの生活の注意などはしているが、ホームレスの人のことについては話していない」とのことでした。

その後、3月31日にBさんに電話で経過を聞くと、その日、AさんとBさんは子どもたちに「悪さはやめろ、警察にも話してある。もうしないと約束するなら許してやる」と言うことができ、相手は「おっちゃんゴメンなさい。もうしません」といって立ち去ったとのことでした。また、子どもたちは、小学校を卒業してちょうど中学校に進学したばかりの学年ということも分かりました。

それから今までのところ、そこでは襲撃は起きていません。襲撃が起きたときの警察とのやりとりについてや、中学校・小学校への働きかけの必要性などは、私たちとしても今後の課題だと考えています。

6.6. 偏見と向き合う

追い立てについては、役所と話すのはまだいいのですが、周辺に住んでいる人が役所に野宿している人を追い出してほしいと言うと、役所は市民の声を尊重すると言って圧力をかけるようです。この市民の声や偏見とどのように向き合うのが課題になります。

襲撃についても同様です。襲撃したのが子どもの場合には、近くの学校や教育委員会と話し合っ、て、子どもの理解を深めたいと思っていますが、

具体的な取り組みにはなっていません。

1998年の西宮事件の後、教育委員会と話し合いをしたことがありました。そのとき、向こうから「なぜあの人たちは生活保護を受けないのでしょうか?」と聞かれました。受けられるのに受けないでいる、よほど野宿が好きなのだろうと、その教育委員会の職員は思っていたそうです。住まいがないと受けられない実情を話すと、驚いていました。こういう誤解は市民にもあります。何年前か、近所の自治会長が公園で野宿している人に「出て行け」「保護を受けたら良いじゃないか」と言うので実際には受けられないことを本人がその会長に話すと、納得して帰っていったことがありました。

6.7. 「住む」とはどういうことか

そもそも「住む」ということはどういうことなのでしょう。震災後の神戸では住む人の都合を考えない仮設住宅が多いという批判がありました。仕事に通うのに不便だ、子どもの学校が変わってしまう、なじんだお医者さんのところにいけない等々。水が手に入りトイレが使える、危なくない、環境から身を守れる等いろいろな条件があって、はじめて住むことができます。追い立てる側はどこにでも行けばよいと思うのですが、代わりの場所を見つけるのはたやすいことではありません。条件が良さそうな場所でも、先に野宿している人がいて、入れてもらえないこともあります。

7章 かかわる人々と団体

野宿している人たちのところに訪れる人や団体は様々で、私たち自身もそうした団体の1つです。ここでは、行政（主に神戸市）や私たち以外の民間団体、そして地域社会の野宿している人へのかかわりについて、今年度の活動で私たちが知りえたことを中心に紹介します。

7.1. 神戸市の巡回相談員

私たちが活動で訪問している神戸市東部の地域では、本庁（建設局公園砂防部管理課）の人、土木事務所（建設局東部建設事務所公園緑地係）の人、みなと総局の人、ホームレス巡回相談員、更生センターの職員などがしばしば回ってきます。そのなかでも比較的多いと思われるのが、巡回相談員と更生センターの職員です。

神戸市は今年度から「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づいて、「巡回相談員」を2名置くことになりました。事務所は兵庫荘（26p・コラム 参照）におかれ、相談員は市の嘱託職員です。市内で野宿している人を巡回訪問し、相談に応じていますが、実際の権限はあまりなく、予算はほとんどが人件費のようです。

野宿している人の中には、相談員の対応を「親切だ」と評価するケースもありますが、一方で「相談員がしばしば来るので、（現在いる場所を）出ざるを得ないと思った」と言うように、相談員の活動を追い立ての圧力と感じた人もいました。

巡回相談員からYWCAに「あそこにいるさんが弱っている。何とかしてくれないか。敷金なしの部屋を紹介して欲しい」といった連絡があります。困っている人のために連携することは必要ですが、行政が（生活保護法に基づいて、きちんと行政が敷金を出すなど）なすべきことを避けるための下請けに私たちがなってしまうとは思いません。

7.2. 更生センターの職員

更生センターの職員も（更生援護相談所の業務の一環として）野宿している人のところを訪ねま

す。野宿している人からは「更生の人は夏には勧誘に来るが、冬は泊まる人が多いからか誘いに来ない」という話を聞きました。更生センターについては、あまりよい評判を聞くことはありません。「6人部屋と聞いて断った」「虫が出るからイヤだ」「当番制があるのはいや」という声を聞きます。また「職員に人間扱いされない」という苦情も聞きます。

一方で、雨の時は更生に泊まるという人も多く、緊急の際のしのぎの場として更生援護相談所は利用されています。野宿している人の生活にとっては、やはり重要な施設です（26p・コラム 参照）。

7.3. 民間施設からの勧誘

今年度は「自分はNPOの者ですが」と名乗る人々が施設入所の勧誘に来たという話をたびたび聞きました。おそらく、大阪で「ぼったくり福祉」などと呼ばれる類の団体だと思われます。

営利目的の宿泊施設を持ち、野宿している人を宿泊させて生活保護を申請させ、その人が受け取るべき保護費のほとんどを宿泊費、電気代、食費などの名目で巻き上げる団体です。

生活保護では、家賃（上限約4万円・地域による）、生活費（単身の場合神戸では約8万円・年齢で上下する）を併せて合計約12万円を毎月受け取りますが、大阪にある悪質な施設では、その内の1万円しか本人に渡しません。

今年度に私たちが噂を聞いた神戸の民間施設は、就労支援のNPO法人として登録し活動を行っていて、本人には約3万円渡るようです。神戸市の更生センターでは本人には2000円しか現金が渡らないということもあり、このいわゆる「エヌピ

ーオー」を希望する人も少なくありません。ただ、今年度中には5人の方から、いったん「エヌピーオー」に入ったものの、そこを出てアパートで保護を受けたいという相談も受けています。

以下、活動を通じて野宿している人たちから聞いた、その民間施設に関すると思われる話を紹介します。あくまで伝聞であるので、事実かどうかはわかりません。しかし、野宿している人たちが「エヌピーオー」と呼んでいる民間施設と実際にどのように接しているのか、一つの参考になるかと思えます。

「『エヌピーオー』が来た。施設の勧誘に来たので、市の人かときくと、違うというので『エヌピーオー』かと聞くとそうだといいた。犬が飼えるか聞くと駄目と言うので、断った。知り合いで、はいつて月3万もらっている人がいる。朝夕2食出るが、期限切れ弁当のところもある」

「ここに住んでいた2人が『エヌピーオー』に入った。ご飯味噌汁はおかわり自由、おかず3品つき、タバコ代を引いて4万手元に残るといわれて入った」

「東灘に2~3ヶ月前に更生センターのようなものができたと聞いているが何なのか。仲間が何人が泊まりに行っているらしい」

「(民間施設の話は)3ヶ月前から聞いている。やくざ関係との噂を聞く。入ったらでられないよ」

「いままでは『エヌピーオー』にいたが、鬱陶しいので出たい。部屋を世話してほしい。自由になるのは36000円で、更生センターの小遣いよりはるかによく、3畳の個室である点も更生よりましだが、やはりアパートがいい」

「(民間施設から)誘いはあったが、良くなさそうなので行かない。個室というが、仕切りは薄い」

7.4. 地域社会との関係

2003年春から夏にかけて、私たちが訪問している先の、ある公園で野宿している方と、その付近に住む住民とのあいだで事件が起こり、裁判が行われ、その方は執行猶予つきの有罪となりました。

その後、近所の住民が、野宿する人がベンチに横になれないように仕切りの金具をつけたことをめぐって、住民・土木事務所・私たちとの三者のあいだで話し合いの場を持つことになりました。話し合いといっても、一度きりで留まったままで、この事件が今年度に一般向けの連続講座を開く動機の一つとなりました。

今年度の活動でも、野宿している人たちから、周辺の住民たちとの関係について聞く機会は何度かありました。「風邪を引いていたが治った。おばさんが薬を持ってきてくれる」というように、地域の人に親切にしてもらおうという話もあります。また、人によっては「公園の掃除などして、町内会から月5万円貰っている」や、「古い知り合いの家に週に一度掃除のバイトに行っている」といったように、地域との関係から仕事を得ている場合もあります。

しかし、残念なことに、嫌がらせをされたという声も多く聞きます。近所の人に荷物を持っていかれるなどのことです。「ここは住民もうるさいので、いつまでいれるか分からない」といったような不安の声はたびたび聞きます。また、知らない人が勝手に捨てていった粗大ゴミなのに、周辺からの苦情が出たからと役所に命じられ、自分の持ち物ではないTVや冷蔵庫、古タイヤなどを片付けさせられた人もいました。

野宿している人たちの住まいには、鍵どころかドアや壁さえもありません。持ち物を安心して管理できませんし、土足で踏み込まれる危険性も抱えています。プライバシーを守ることは不可能です。できるだけトラブルを避けるため、多くの人が目につかない場所で暮らそうとしますが、そうすると生活条件が厳しくなり、病気にもかかりやすくなります。

「なぜ、その人がそこで暮らさなければならぬのか」といってもらおうと嫌だなと思う前にこのことを理解してほしいと私たちは思っています。今後できるだけ外部に働きかけ、野宿している人たちの実情を知らせたいと考えています。

コラム 更生センター・更生援護相談所

JR 灘駅のそばに、更生センターという建物がある。ここは神戸市が生活保護法に基づいて設立した更生施設で、いろいろな位置づけがあるが、現在は住むところのない男性が入る施設になっている（女性は入れない）。3階が居住空間で、そこでは畳2枚程度の空間が占有でき、3度の食事が提供され、週2回入浴できる。

入居すると内部作業（内職）や外部作業（公園の草刈など）、掃除当番などがある。6人部屋・4人部屋なので人間関係が難しく、そのため入所を希望しない人も多い。小遣いは月2000円で、禁酒を求められる。定員50名。

同じ建物の1階部分（2階が入り口なので地下のように感じられる）が更生援護相談所という社会福祉法に基づく神戸市立の一時宿泊施設である。夕方記名すれば無料で宿泊できる。朝8時ごろには出なければならない。ただ、雨の日は昼間もいることができる。また病気であれば、晴れていても、昼間もいることができる。

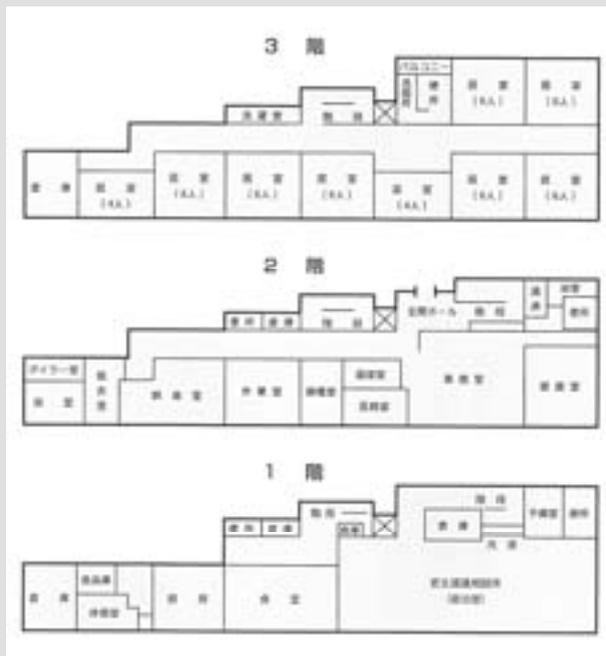
（写真）更生センターの外観



更生援護相談所での食事は年末年始には出るが、年明けから次第に減っていき、3月頃からは出なくなる。それでも1日にパン1個が、位置づけははっきりしないものの提供される。シャワー・入浴は3週間に一度くらい。2段ベッドなどで80床ほどあり、年末年始には100人以上が宿泊する。

更生センターと更生援護相談所という2つの施設が同じ建物にあり、職員も同じなので利用者は混乱する。下（更生援護相談所）に泊まると風呂も食事もなく、毎日違うベッドで寝ることになり、前に泊まった人がシラミなどを残していくと痒い思いをする。

（図）更生センター平面図



職員が「弱っている」と判断すると、「上にあがるか（3階の更生センターに入所し生活保護を受けるか）」と声をかけるので、「職員に気に入られた人には食事が出て、風呂にもはいる」と誤解する人も少なくない。

週2回（月曜と木曜の午後）囑託の医師による診察がある。急病であるか重篤ならばすぐ病院に搬送される。そこまでの状態ではなくとも、医師が病気かもしれないと判断すると近くの病院で検診するよう手配される。

病院では最初は治療・投薬はせずに診断結果だけを更生援護相談所に連絡する。その結果、病気だと診断されると、相談所は「医療券」を発行し、ようやく治療を受けられるようになる。治療を受けるためには更生センターに入所するか、（原則として）相談所に宿泊しなければならない。自分の住んでいるテントやそこでの仕事、飼っている犬や猫が心配で相談所に泊りたくないという人は医療を断念するしかない。

コラム 神戸市の低家賃施設について

更生センター、更生援護相談所のほかに、自分で収入がある人のために「兵庫荘」（神戸市立）という一泊50円（月1500円）の施設がある。また「磯上荘」（神戸市社会福祉協議会）という一泊200円（月6000円）の低家賃の施設もある。どちらも、仕事が途切れて家賃を払えなくなると出されてしまう。

8章 生活と仕事

ここでは、私たちが今年度の活動を通してふれた、野宿している人の生活と仕事の様子について書いています。

2004年度の特徴としては、台風がたびたび来たこと、神戸市のリサイクル工場の設置とゴミ回収のルール変更で野宿している人の仕事が大きく減ったことがあります。

8.1. 自然災害

私たちが活動で訪問するところは、ほとんどがテントを張るなどして生活している人たちです。その日その日、毛布一枚を持って軒先を移動する生活をしている人に比べれば、雨露はしのげ、身をさらず危険も相対的に少なくはあります。それでも、大きな自然災害があれば、受ける被害はたいへんなものになります。

河川敷に住んでいる人々であれば、その生活は常に川の氾濫と隣り合わせとなります。あるとき、河原に置いてあるベッドの向きが以前とは変わっているのどうしてかを聞くと、「3月の大雨の時、いつもは逃げるが、今回はいてやれと思ってとどまったら、置いてあるものが流された。北枕は縁起が良くないので、西向きにした」と言っていました。「先週は雨で、逃げる用意をしていたのに、寝てしまい、長靴を流された。靴で済んでよかった」という話も聞きました。神戸は海と山が近いので、少しの雨でもすぐ増水し、常に警戒していないといけないので大変です。

雨の日に、ある川に夜回りに行くと、各自が荷物をキャリーケースにきれいにまとめ、高いところからつるしてあるのを見ました。下から増水しても荷物を流されないようにする工夫です。そこは今年度途中で工事が行われ、現在はもう誰も住んでいませんが、当時は見るたびに、その工夫に感嘆したものでした。

今年度は、台風が多数上陸し、大雨・高潮が何度も発生しました。特に海辺、川辺に住んでいる人の生活が危険な状態にさらされ、被害も大きいものでした。ある人は、台風時に波を被って物が流されてしまい、自分たちは避難せざるを得な

かったことを話してくれました。また別の人は、物を置くために組んでいたやぐらが流され、寝床にも波が打ち込み、被害が大きかったそうです。

何度も台風が来たので、海辺・川辺に住む人々も、模様替えや補強を自分たちで行っていました。海辺で暮らす人たちの中には、防潮堤よりも低い位置にいる場合があります。台風が近づいたとき、ニュースで交通状況などが随時細かく報道されません。そのことはとても大切なことです。しかし、野宿している人たちの状況は報道されません。たとえ野宿している人が犠牲になっても、報道されることはないでしょう。リポーターが必死になって報道するすぐそばに、野宿している人たちがいるのではないかと思うときがあります。

8.2. 仕事

昔は、一日働けばその日の労賃を手に入れられる日雇い労働の仕事がありましたが、近年減ってきています。野宿になると、「住所」がないためハローワークに行っても連絡先が書けず、年齢が高いとなおさら仕事は回ってきません。たとえば、うまく仕事に就けたとしても、給料を手に入れられるのは1ヶ月後になってしまいます。

そのため、野宿をしている人の多くが、アルミ缶や粗ゴミなどを集める仕事をしています。

8.2.1. アルミ缶・粗ゴミ集め

その日生きるためのお金を手に入れるため、アルミ缶や粗ゴミなどを集めて売る話をよく聞きます。

「尼崎と神戸を10日~2週間くらいで行き来している。アルミは、尼崎では1kgで105円だが神戸では75円。神戸のほうが集めやすい。朝、尼崎に

持っていくと飲み物を一杯くれる。往復の途中も集める」

「山の麓の方まで自転車で家電製品を集めに回る。金、プラチナ、銀製品を集めている。以前ゴルフのカップが大量に捨ててあり、銀製品だけ売った。最近は銀の価格が下がっている」。

他に電線の切れはしなどから銅を取り出して売る人もいます。

「コンポ・スピーカーセットで7000円、スピーカーだけで1000円、小さいラジカセだと以前は2500円だったが今は1000円」

「家電製品ではコンポは売れるが、ラジカセは大きいので1000円、テレビはビデオ付や色のついた物はまったく売れない。ビデオデッキも売れない」

こうした品物の相場を聞かせてもらっていると、時代の変化を感じさせられます。

「(品物が)集まらなかった友人に、プレイステーションをあげたら、3000円になった。ロレックスを4つ見つけた。バッタモンでも $2000 \times 4 = 8000$ 円になる。セイコーなどは偽物が出ない。貴金属・装飾品が捨ててあるのは、別れた相手にももらったものだろう。破った写真と一緒にこともある」

こういう話を聞くと、モノの豊かさに浸っている現代社会の一面を垣間見ることができます。

私たちが会おう人の多くはテント小屋に定住して自転車で集めにまわっていますが、大阪を拠点に兵庫、奈良、京都、和歌山、篠山、福知山、池田、川西、箕面などを回り缶を集めるといふ、まるで旅人のような生活をする人に会ったこともあります。

気候や天候は仕事に大きな影響を与えます。先ほど書いた自然災害はもちろんのこと、「今週は雨がちで1日しか働けなかった」缶を集めているが、冬は集まりにくい」といったちょっとしたことが仕事にも大きく影響します。それだけではなく、思わぬ「人災」にも遭うこともあります。

「ルミナリエで三宮周辺が混雑しているから、元町に売りにいくのに通りにくい」

「尼崎には自転車で2時間で行く。何度か警官に

自転車を止められて、盗難車かどうか調べられた。

正直に、ゴミから拾ったといえば大丈夫。途上で、2回車にはねられたが、ひどくはなかった」

空き缶などを集める様子を見かけるだけでは想像が及ばないような苦労を、集めている人たちは味わっているのです。

8.2.2. 神戸市のリサイクル工場営業とゴミ分別方法の変更による影響

今年度は、神戸でこれらの仕事を生業としている人たちがさらに厳しい状況に追い込まれています。市がリサイクル工場を造り、本格的にリサイクル事業に乗り出したことで、今まで手にはいていた粗ゴミが集めにくなくなったためです。粗ゴミを集めていたある人は「市が食えなくした」と私たちに不満を訴えていました。この人はその後体調を崩してしまい、生活保護を受けてアパートで暮らしています。

さらに11月から神戸市のゴミ分別収集が厳しくなり、アルミ缶などが集めにくくなりました。そこへ、粗ゴミ集めが難しくなった人が「参入」してきたので、アルミ缶集めがさらに厳しくなっています。実際、「日銭を稼ぐのは以前よりしんどい」という声を聞きます。資源ゴミの収集、リサイクル活動に市が積極的に取り組むようになったことを、一方的に非難するわけではありません。ただ、そのアルミ缶が人々の命をつなぐ大事な資源となっていることを市はきちんと把握し、就業支援や福祉施策の充実などに取り組んでから、リサイクル活動を行ってほしいと思うのです。

8.2.3. 日雇いの仕事

一方、日雇いの仕事に行っているという話も、少ないながら聞きます。3人で住んでいるが、そのうち2人が入夫出しの飯場に住み込み、さまざまな現場で働いていて長期間空けている、という場所もあります。また、開店セールで特価のものを仕入れて転売する人に雇われて、前の日の夜から泊まるようなバイトを個人的なつながりから得ている人もいました。

とはいえ、日雇い労働の仕事は相変わらず少な

いのが現状です。今年度は次のような話を聞きました。

「仕事がない。新開地では顔付け（手配師と顔なじみになっている人のこと）ばかりで、声がかからず、現場に行くバスに乗れないから、西成（釜ヶ崎のあいりん地区）に行くが、仕事に就いても、現場が止まると新人から仕事なくなる」

また、建物の外工の配線工事を仕事としている人からは以下のような話を聞きました。

「最近仕事は全然ない。8月にはいって、2日だけ。内装はあるが外工はどんどん減っている。震災後の建設も終わったしなあ」

8.3. 年金

夜回りや昼回りで幾度か受けた相談に、年金問題があります。長年働いてきたので年金の受給資格はあるのですが、受給年齢になっていないので野宿して待っている人もいます。また、年金受給を申請しようとして、住所がないために手続きできない場合もあります。今まで年金を受けていたが事情があってアパートを出て、年に一度提出しなければならない「現況届」のはがきが受け取れず、年金がストップしたという相談もありました。連絡先、すなわち住所がないと持っている権利も失うことになってしまうのです。

年金が受けられるのに「住所」がないという相談を受けた場合、メンバーの一人が連絡先となって、年金関連の手続きをすることが出来るようになります。無事に年金を受け取れるようになってから「出会ったころはもう死ぬしかないかと思っていた」と言われたことがありました。住所のある

人にとってはなんでもないことが、ない人にとっては「自分では解決できない困難」になる一例です。

8.4. 借金

野宿している理由が、サラ金の取立てから逃げるため、という人に会うこともあります。「神戸の冬を支える会」などの他団体（8p、コラム 参照）と連携したり、司法書士や弁護士の方の協力を得たりしながら、解決を図るよう取り組んでいます。

8.5. ペット

ペットを飼っている人は多いです。私たちが訪問しているところでは、猫を飼っている人が多いようです。「病気の猫が行方不明で心配」「猫が毛布にはいって来て寝る時は暖かいが、寝返りを打てず肩がこる」という話なども聞きます。

子猫5匹が橋の上から投げられ海を泳いでいるのを目撃し、網ですくって育てようとしている人もいました。その後、残念ながら子猫は死んでしまいました。命を粗末にする人がいる一方で、命を大切にしている人がいることを知ることができたエピソードでした。

野宿している人たちがペットを飼うのは、番犬の意味もあると思われます。「（飼い犬）は体重が30キロを超えて大型犬（29キロ以上）になったので、注射代が500円あがった」というように、予防注射を受けさせたり、避妊手術をさせたりもしています。少ない収入からこれらの費用を出してきちんと飼っている人も多いのです。

9章 生活保護

日本国憲法の第25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされており、同2項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国の責務を明記しています。そして「生活保護法」はこの憲法の理念を実現するための法律の一つです。

この法律の存在により「野宿している人は、生活保護を求めればいいのに、そうしないということは、好きで野宿しているのだ」という誤った見解を持っている人もいます。しかし、実際には野宿している人が生活保護を受けるのは、極めて困難なのが実情です。憲法25条は空文化しているともいえます。

ここでは、野宿から生活保護を受けるのがいかに困難なのか、そしてそれに対して私たちがどのように取り組んできたのかを述べていきます。

9.1. 保護を受ける背景

野宿している人の多くが以前は港湾や建設現場で働く日雇い労働者でした。海運がコンテナ化され、建設作業も機械化されて、肉体労働の比重が小さくなるときに、そのツケは労働者個人に負われ利益は企業のものになりました。

阪神・淡路大震災後の神戸ではアスベストを吸いながら瓦礫を片付け、壊れた建築物を解体したのは日雇い労働者でした。1997年頃から復興関係の仕事がなくなり、日雇い労働者はドヤ（右下コラム参照）に泊まる金もなくなって、路上で寝ることを強いられました。日雇い仕事のほかに、家電製品をリサイクルしたり、粗ゴミから使えるものを見つけ出して売ったり、老人から犬の散歩を請け負ったり、店番をしたり、様々な仕事で食べてきました。

ある公園で出会った人が、仕事の終わるのが深夜になるというので、何をしているか聞くと「たこ焼きのたこを刻む仕事」だそうでした。いろいろな仕事があるものですが、今はそうした仕事の一つ一つ消えています。

家電製品の中でテレビ、冷蔵庫、エアコンなどは家電リサイクル法で捨てられなくなったために集めることが出来なくなりました。そのために、ここ一、二年はほとんどの人がアルミ缶集めをするようになりましたが、それすら難しくなっ

ています。

今年度11月に神戸でも資源ゴミの分別回収が厳格になり、集めに行くと「これは町内のものだ」「市のもんだ」「泥棒」といわれたりするようになり、収入が激減する人が増えました。また、野宿していない人（多分失業した人）が自動車で粗ゴミ集めをするので、太刀打ちできないという訴えもよく聞くようになりました。

2004年の4月から2005年の3月のあいだに、食っていけなくなったと相談され、保護を受けることになった方は6月1人、7月2人、8月1人、11月1人、12月4人、1月2人、2月1人、3月3人の合計15人でした。そのほかに、夜回りや病院訪問、昼回りなどの活動とは別個に相談を受けて保護申請した方が5人います。

コラム ドヤ

簡易宿泊所のこと宿を「人が住むところではない」と自嘲的にさかさまに読んだのが始まりという説もある。以前は日雇労働者の利用が多かった。素泊まり（食事を提供しない）簡易な旅館のこと。たたみ一畳のところもあるが、3畳のところもある。共同便所、共同の流しが1階にひとつあるくらいのところが多い。最近建ったところは少し住みやすい。

9.2. 神戸市の「ホームレス」への生活保護運用・福祉事務所からの排除とその結果

神戸市の「ホームレス」施策の特徴のひとつは、福祉事務所長委任規則によって「ホームレス」を福祉事務所から排除していることです。

そもそも、厚生労働省は「ホームレス」だから生活保護申請を受け付けないようなことをしてはいけないといっています。憲法 25 条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあり、生活保護法は「この法律は日本国憲法 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、……生活を保障し……自立を助長することを目的とする。すべて国民は……無差別平等に……受けることができる……」としています。「国民」ということで国籍差別的限界もありますが「すべて」「無差別平等」が理念として重要です。そして生活保護の実施にあたって、その責任は市町村の首長（神戸市だと市長）にあるとしています。その権限が福祉事務所長に委任され、福祉事務所は業務を行うわけです。

ところが神戸市の福祉事務所長委任規則には福祉事務所は住所不定者の生活保護決定の権限がない（市長が委任しない）としています。そのため、住所のない人が福祉事務所に保護申請に行くと「あなたなら保護になると思うから、先に住まいを決めてから来てください」と言われます。これは私たちにはまるで「餓死しそうだ、助けてくれ」と言う人に「食事をしてから相談に来てください」と言っているように思えます。

福祉事務所から排除するだけでは憲法違反になりますから、事務分掌規則で「保健福祉局保護課保護係」がその任に当たるとなっていますが、その実際の窓口は更生センターにある更生援護相談所になり扱いは平等とはいえません。

さて、先述したように福祉事務所に行くと「更生センターに行ってください」とたらいまわしにされます。言われたとおりに更生センターに行くと「下（無料の一時宿泊施設）に泊まってくださ

い」と言われます。さらに女性の場合は「ここは男性の施設ですから、女性相談センターに行ってください」と断られます。しかし、女性センターは生活保護の実施機関ではなく、住所のない女性の生活保護を受ける権利は侵害されています。

男性だと、上手くいけば 3 階の更生センターに入所することになるのですが、6 人部屋か 4 人部屋です。人間関係が難しい、プライバシーがない、小遣いが一ヶ月 2000 円しかない、禁酒なのでつらいなど様々な理由があり、ここに入所したくない人も多いのが実際です。

「センターはいや」と言うと、もうそれで相手にされないため、生活保護を受ける道が閉ざされます。それでも最近では、センターで 3 ヶ月我慢すると、アパートへの転居を認めるようになったのですが「敷金の要らないところを探してきなさい」と言われるので、選択できる幅は極めて狭いのです。保証人がないことや、サラ金との関係で住民票がとれなくて部屋を借りられず、居宅保護に移れないこともあります。

9.3. 保護を相談されてからの実際

私たちが生活保護を受けたいという相談を野宿している人から受けたときは、まず次のような選択肢があることを説明します。

施設（更生センター）に入所する

ドヤで保護を受ける

民間アパートで保護を受ける

公営住宅で暮らす

これらは、野宿から入院した人が、退院するときの選択肢にもなります。

9.3.1. 更生センターへの入所

施設生活が嫌でない方の場合、更生センターなら比較的簡単に入所できます。その場合は私たちが同行して、入所希望だと言ってセンターのケースワーカーの面接を受けて入所になります。以前は入所するのは難しかったのですが、最近は希望者が少ないからか入りやすくなった感があります。しかし集団生活が合わない人もいます。

9.3.2. 住居を確保してからの申請

野宿している人が生活保護を受けたい場合、上述のように神戸市では更生センターへの入所以外の方法は本来ないのですが、施設での生活が難しい場合は先に住居を確保し「住所不定でない」こととして保護申請をします。居宅を確保すれば福祉事務所で保護申請できるようになります。この場合、最初の選択肢は、ドヤか民間アパートです。

公営住宅を申し込むには収入の証明か生活保護を受けているという証明が必要なので、いったんドヤなどで保護を受けてからになります。公営住宅は広さや設備は良好なのですが、倍率が高く、また当たりやすいところは不便な場所になります。

ドヤを住所にするには、住民票も保証人も必要ないので、比較的簡単です。しかし居住の条件はよくありません。私たちが回っている地域の方ではドヤへの希望はほとんどありません。

民間の賃貸アパートを借りたい場合、まずほとんどの場合に住民票や保証人が必要だと話をします。日雇い労働をしてきた人の場合、飯場などを転々としているあいだに住民票が抹消されていることもあります。保証人については25000円くらい払って、保証人協会に依頼することもあります。住民票の取り寄せ、あるいは新たに設定する手続きを手伝うことはまれではありません。

さてその後、事情を知った不動産屋に行きます。事情というのは、生活保護だと分かると拒否する家主さんもいるので、受け入れてくれる家主であること、家賃や敷金が生活保護の範囲内であるなどのことなどです。そして不動産屋に本人の希望条件（住みたい地域、トイレは共同でも良いか、風呂の有無など。足の不自由な人の場合、階数やエレベーターの有無など）を伝えて、物件を紹介してもらいます。そして物件を本人に下見してもらって気に入れば契約となります。敷金の準備はまず不可能なので、敷金の要らない物件を探してもらいます。それでも家賃の前払い分と不動産屋の手数料、保証人協会の費用を合わせて11万円くらいが必要になります。費用がなければ、お貸しす

ることもありますが、貸付額が多いと返済するのが苦しくなるので出来るだけ少なくします。保護を受けてから毎月1万円ずつ返済しても、そのあいだは生活が圧迫されます。

さて、契約ができて鍵を受け取ったら、一泊して福祉事務所に申請に行きます。変な話ですが、一泊すると「住所不定」ではないので福祉事務所で申請できるのです。「ホームレス」では受け付けないので「ホームレスではない」という条件を作っているわけです。

今年度、灘チャレンジで申し出てくれた家主さんは、敷金、保証人なしでも入居させてくれ、前払い家賃も保護決定まで待ってもらえるので、保護申請しやすくなりました。ただ、その物件のある地域ではない、親しんだ町や信頼できる医者がいるところで暮らしたい人の場合は難しくなります。

福祉事務所で生活保護申請すると、面接員にいろいろ質問されますが、すっからかんで暮らしている方の場合には比較的簡単です。ほとんどの場合財産もない、収入もない、扶養してくれる家族もないので、申請書類を書いて、後は役所の調査が終わるまで待つことになります。とはいえ、根掘り葉掘り事情を聞かれるのはいい気持ちではありません。別れている家族に現状を知られたくない、子供の縁談に差し支えないか、などと悩んで申請をためらう人もいます。入院中に事情を聞かれた人が、警察の取調べよりうるさい、と怒っていたことがあります。

保護が正式に決定されるまでに3週間から1ヵ月かかります。そのあいだ何もなくて暮らせないので、まず布団をその日のうちに支給してもらおうようにします。また居住確認を至急してもらって緊急貸付金を借りるようにします。さらに鍋も釜もないので家具什器費を出してほしいなどと申請します。体の具合が悪い場合は検診してもらいます。本人ひとりだと、ケースワーカーによっては十分な説明をしなかったりするので、申請には必ずメンバーが同行するようにしています。

9.4. 入院からの生活保護

野宿している人が入院にいたるまでについては5章の「健康と医療」を、また病院でのやり取りは3章「病院訪問と昼回り」を参照して下さい。

入院してからは退院後のことが課題となります。病院訪問では最初に「退院すると帰る家がなかったら」というピラを渡しています。そこには次のようなことを書いています（巻末付録参照）。

「今は生活保護で入院しているのだから、すでに保護を受けており、担当のケースワーカーがついている。保護法では自分で暮らせるようになるまで保護は続く（打ち切れない）、だから心配せずに治るまで治療しよう。退院後は希望するならアパートを借りるための敷金も出る。部屋探しも手伝う。ケースワーカーが『面倒見るのは入院中だけ』と言っても、そんなことはない」

退院後、多くの人には働いて自活したいと希望しています。しかし現在の状況では日雇い労働はほとんどないので、住まいを決め生活保護を受けた上で求職することを薦めています。

「退院したら福祉事務所に来なさい」と言われ、行くと「あなたは住所がないから更生センターに行きなさい」と言われることもあるので、退院前に住まいを確保する必要があります。自炊できないなどの理由で施設（団体生活）を希望する人は更生センター、老人ホームや救護施設を選びます。その他の場合は、やはりドヤか民間アパートが選択肢です。

民間アパートの場合はとりあえず手付けを打って物件を確保し、福祉事務所に敷金を申請します。決定までに2週間くらいかかるので、病院には部屋が決まるまで退院を待ってほしいと話します。また福祉事務所からもらった敷金は大金なので間違いなく支払えるように工夫します。

最初はアパートには何もないので、退院するまでに布団を準備し、外食すると高くつくので出来るだけ早く炊事道具がそろえられるようにケースワーカーに依頼します。退院後はケースワーカーが住まいを訪問し、居住確認をして居宅保護に切

り替えられます。冬に退院するときなど、病院では暖房があったのに、布団しかないワンルームマンションに退院したとたんに風邪をこじらせることもあるので、早く家具什器費が出るといいのですがなかなか上手くいきません。

9.5. 入院生活から居宅に移るための敷金について

民間アパートが選択できるためには生活保護で敷金が出る必要があります。1998年頃までは福祉事務所は不当にも敷金を出しませんでした。

生活保護を受けている人の保護を打ち切ることが出来るのは、自立できたとき、検診命令に従わないとき、指示に従わないときといった場合に限られます。それなのに退院するとき、退院後も保護を受けたいというと「自分で部屋を確保したら保護は続けます」と言うだけで敷金を出さないという態度を神戸市の福祉事務所はとっていました。

それで、自宅療養の必要な時期の人が退院するとき、以前は不動産屋に敷金の要らない（不動産屋の手数料だけで済む）物件を探してもらって路上に戻らないようにしていました。その手数料は貸し付けて後で返してもらうのですが、返済期間中は生活レベルが下がるわけです。

それでは納得できないので、せめて不動産屋の手数料を出してほしいと申請しました。福祉事務所が「出せない」と言うので、兵庫県知事に『不服審査請求』をしました。福祉事務所が「答弁書」を出したので「反論書」を書き、口頭弁論も行いました。2人申し立て、県の裁決が下りる前になって、福祉事務所から「敷金を出すことにした」という連絡が来ました。それ以来、よほど特別な事情がない限り、退院する人は敷金を受け取って部屋を探せるようになりました。

それでも、ケースワーカーが本人に「敷金は出せない」と言うことがあります。そういうとき、福祉事務所に同行したり、電話をかけたりして、ケースワーカーや係長と話し合います。以前は打ち切る理由について、

「この人は自立できたのですか？」

いいえ。

「それでは、検診命令に背いたのですか？」

いいえ。

「じゃあ、指示にそむいたのですか？」

いいえ。

「ではどういう根拠で保護を打ち切ることが出来るのですか？」

などという押し問答をして、「出す」という話になったのですが、最近では「本人は、退院したら打ち切られると誤解していますが、そんなことを言ったのですか？」とたずねると「言っていない」と言うことが多くなりました。恐らく、本人とケースワーカーの2人だけのときには「退院したら打ち切る」と言っているのだと思っていますが。

コラム 不服申し立て

生活保護法には不服申し立てという規定があり(9条)また、行政不服審査法という法律もある。福祉事務所などが行った決定に納得できないときには、都道府県知事に対してその決定が正しいかどうか審査してくれると要求できる。

神戸では長いあいだ、野宿している人が病気になっても、福祉事務所は「面倒見るのは入院中だけ」という姿勢だった。「退院してもすぐには働けないから、保護を継続してほしい」と言うのと「自分でアパートを確保したら、継続してあげる」と言う。

不動産屋に頼んで敷金なしで貸してもらえる部屋を探して保護を継続しても、不動産屋の手数料は払わなければならない、その分を貸し付けて何ヶ月かかけて返済してもらっていた。いくら福祉事務所に「不動産屋の手数料を出してほしい」と頼んでも断られる。5年くらい前に出してほしいと文書で請求し、断られてから、県知事宛に「手数料をださないのは不当だ」と審査請求した。福祉事務所が「答弁書」を出したので「反論書」を書き、さらに口頭弁論をすると主張して、県の職員に神戸市の仕組みの問題を訴えた。県の裁決が出ないうちに神戸市側は「敷金等を出すことにした」と通知してきた。それ以来、入院している人が退院するときには原則として敷金は出るようになった。

9.6. 入院中の課題

退院後の不安は、かなり解消されてきましたが、入院中の飲酒による強制退院についてはめどが立っていません。入院中の飲酒は禁じられているのに、それでも飲んでしまう人は、アルコール問題を抱えている方でしょう。ただ強制的に退院させても解決しないので、むしろ医師がアルコール依存などの危険性を知らせて治療を薦めたほうが良いのではないかと思います。

また、病院関係者とトラブルを起こして出て行く人が時々います。「あんたら国の金で入院してるんや」「福祉の人は……」と言われて差別を感じたことが原因の場合もあります。「何かあると、自分が疑われる」と感じる環境にいたいでしょうか？

9.7. 保護を受けてから

生活保護を受けるようになってからも、様々な問題があります。当たり前のことですが、高齢なら一人暮らしの高齢者が抱えている問題すべてが、若ければ若者の抱えている問題すべてが、当事者にふりかかります。

さらに「人の世話にはならない」と、ぎりぎりまで我慢して、耐えられなくなってから保護を希望することがほとんどなので、すでに体はぼろぼろになっている方も多いのです。

野宿している人から「保護を受けると、みんな死んでしまう」と言われたこともあります。野宿しているときには毎日「今日食べられるか」という緊張感で生きてきたのが、働かなくても食べられるようになったとたんに、することがなくなり、空虚感にさいなまれたり、孤独に耐えられなくなったりするのかもしれない。そのためか、生きる意欲の喪失に見舞われている方は確かに多いのです。

そうでなくても、持ちなれない大金を手にして舞い上がり、酒やギャンブルで使い果たして、家賃を払っていなかったと青くなる人もいます。野宿時代の友人との関係が切れ、寂しくなる人も。逆に「役所から金をもらっているのだからおごれ」

とたかられて困る人もいます。本当にたかるとい
う感じの人もいますが、困り果てている人から見
ると、保護を受けている人は豊かに見えるという
面もあります。

福祉事務所のケースワーカーから「就職しないと保護を切る」と言われ、部屋を捨てて逃げ出す人も。住まいを確保し住民票を移したとたん
にサラ金から返済を迫られるということもあります。
相談してもらえば解決策はあるのですが。

保護を受けることが困難だったときは保護を受
けることがゴールだったけれど、今はスタートの
ように感じられます。ですが、まだどのようにフ
ォローしてよいのか分からないし、それをする力
がないともいえます。今後の課題です。

第 部

参加者の感想

第3部では2004年度中に夜回り準備会の活動に参加したメンバー10名からの感想をアイウエオ順で紹介します。

今年度には感想をよせてくれたメンバー以外にも、多くの方にボランティアとして、また物品や活動費のカンパなどでお世話になりました。

(写真) 夜回り前のミーティング、神戸YWCA分室にて



炊出しに参加して
井上勝盛

2 人リーダーとして鍋谷さんと炊出しに参加することになったが、自分はリーダーでありながら、した事といえば、当日大鍋の中のカレーをグルグルと回していた程度で、他すべて鍋谷さんが段取りしてくれた。大変な苦勞だったと思う。当日の炊出しはみんなで作り上げたもので、鍋谷さんだけではもちろん出来なかったが、鍋谷さん無しでは今回、出来なかったと思う。

また、炊出しの準備計画段階で兵庫野宿者支援懇談会に参加する事が出来た。そこで初めて、他のグループとも面識を持つ事が出来た。みなさん社会人なのに時間をさき、熱心に取り組んでおられるのにも感心した。

当日の炊出しは、協力体制が万全で、数えられないくらいの人達が手伝ってくれていた。

一体この人達は、どこから来ているんだろうかと思うくらいだった。配膳直前になれば、個別訪問の夜回り活動とは違って、野宿者さんが目の前に並ばれ、その多さにも驚いた。

振り返ると在籍期間だけは1年経つが、実際の活動は3ヶ月間だけです。それでも、炊出しを始めとし、色んな事がその期間に凝縮されています。

家
堺田 愛

自分の家が好き。

わたしはかなりのインドア派で、休みの日は出かけたりするよりも人を招いたり一人家にこもってこれといって大したことがないことに時間を費やすことが多い。そのせいか、家を装飾したり居心地を良くするための工夫に多くの時間をかけ、かかる費用にいとめをつけないところがある。また、わたしにとって「家」はそういった居場所と

いう役割だけでなく、精神のバランスを整えてくれる役割も持っている。何かとてつもなく嫌なことが外で起こり、それによって受けた感情をそのまま家に持って帰る時があるが、不思議なことに家の中に入ると、それまでの怒りや悲しみや失望など高ぶった気持ちが急に凧いなりするのだ。「家」という空間は雨露を凌いだり生活をする場という意味で必要なだけでなく、自分の心が受けたダメージを回復してくれる、違う言い方をすると外部の刺激からわたしを守ってくれる場という意味でも不可欠だとわたしは感じている。

大なり小なりどんな人にとっても「家」はそんな存在ではないだろうか。

もし自分の家を維持することができなくなり、失うとしたら…。少しオーバーかもしれないが、わたしなら心が壊れてしまうような気がする。

わたしたちが夜回りで出会う野宿している方はほとんどテントや小屋、廃車など住みかを持っている。しかし、わたしが「家」に寄せられる思いをかなえてくれる住みかではない。人の目から避けることができない、いつかここを出ていかなければならない、いつ誰に襲撃をされるかわからない、などという不安が絶えない住みかだ。安らぎが得られるとは思いがたい。そんな外部にほっぽり出された状態のままでこの人たちは人生ががんばりきれるのだろうか、といつも考えてしまう。

自分の所有する家でなくともよいが、その人がそこにいて自分を保っていける場があってこそ、働いたり、人とコミュニケーションをとったり、しんどいことにチャレンジしていくパワーが生まれるのではないだろうか。

居宅生活につながるよう動いている昼回り活動には参加していないが、日々自分を整えてこの先の人生に目を向けられるような空間、居場所を全ての人が見つけられたら、と思う。

夜回りに参加して感じたこと

佐々木一弥

路上生活者への偏見の原因は何なのだろうか？夜回りをして、多くの野宿者の方と接したが、私と何ら変わりのない人達だった。なのに、社会の中で、現代人の日常で病んだ捌け口としての差別的とされている路上生活者。金匱内の金品の量で、人間の優劣が決まるような社会では、路上生活者は格好の的なのだろうか。なんだか、路上生活者と私も含めた現代人の関係は、オーストラリア人のアボリジニー迫害を連想させるようにも感じる。文明から外れた者を差別し、それは文明社会に存在してはならぬ者として、彼らの居住空間を奪い社会から追いやろうとする。それは、時流に流されている者の傲慢だ。自分は彼らのようにはならぬ、彼らとは隔絶した存在だという傲慢だ。

しかし、そういう私も野宿の方と接し、こうまでして何故生きるのだろうか、と思ったことがあった。そういう自分も何故生きているのか明確にはわからず、日々変わらぬ怠惰な時間を過ごしているのに。これは人並みの生活を送れぬ人間は生きる資格がない、と言った浅慮に通じる。夜回りですぐだけ野宿の方と接しても路上生活者の苦しみなんて些少も理解していない。そして、これで、良いことをした、なんて感懐している私もなんて傲慢なんだろう。そう、この恵まれ過ぎた日常を送る現代人の傲慢さこそが、路上生活者の迫害の原因だ。それに対して、劣等感に苛まれ苦しむ路上生活の方の謙虚さ。人として大切なこの感情を学ぶ為にも、路上生活を経験する必要がある人間が、現代社会人の中に多数いるのではないだろうか。また、何気ない日常が、いかに有り難いものかを思い知るために。ホームレスは怠けて生活できて羨ましいなどと言う人間には、是非日々の生活を捨て怠けて頂こう。その傲慢な考えを矯正し謙虚な心を会得するために。

いつ災害、事件、事故等で自らも路上生活を送

ることになやもしれぬ時代。路上生活者達に傲慢な態度を取り続けるなら、その時思い知る。自分達の恵まれた日々の対極にいる路上生活者の苦しみを。いずれ必ず神が傲慢な者を裁く時が訪れるだろう。そして私も神罰を受ける中の一人か。

柵～対面の遮断～

砂脇 恵

2004年の秋から活動に参加するなかで、印象に残ったことをいくつか述べたいと思います。私が初めて夜回りに参加したときのこと。野宿の方々を訪問するときの振る舞い方についてロールプレイしてみようということで、私は分室で床に寝ころび野宿の方の役回りをしました。暗い部屋の中で数メートル先に立つ人が懐中電灯で私を照らします。そのとき私は咄嗟に「あ、捕まる！」と身を固くする私自身を感じました。自分が犯罪者になってもなったような感覚。私はここにはいけないんだという感覚。ほんの10秒ほどの時間でしたが、相手の一方的なまなざしから与えられる圧迫感に耐えられませんでした。自分は見られているのに、相手を見ることができない。相手が何者なのかがわからない。顔と顔の対面がないことがこれほどに人間を不安にさせるものかと衝撃を受けました。

それから、2005年2月に更生センターに訪問したときのこと。センターの居室の外を目隠しの柵のようなものがぐるりと囲っていました。センター移転の条件として、近隣住宅の住民から入居者がのぞき見しないよう柵を貼るよう要請があった、というようなことを職員の方がおっしゃっていたと思います。知らない人間に「見られたくない」という感情は(入居者がのぞき見するのかどうか、その真偽は別として)自然なものかもしれません。しかしこの柵は、センター入居者を「異物」のようなものとして地域から遠ざけようとする住民の拒否感を象徴しているようにも思えました。

この柵が取り払われるような社会。社会に「居ていい人間」と「居てはいけない人間」という選別のない社会。それはユートピア（どこにもない世界）なのかもしれない。でも、柵の外の社会の「豊かさ」が、砂上に成立した脆いものであることに気づくとき、柵の内と外は対面できるかもしれない...などと夢想しながら、夜回り活動にこれからかかわっていきたいと思っています。

夜回り雑感～自らの足もとから～
鍋谷美子

灘・東灘の夜回りに参加して一年余り。このあいだ、神戸だけでなく、全国的に野宿者を見えないところに押しやろうとする動きが盛んで、ここ灘・東灘でもいろいろなことがあった。出会った人、会えなくなった人、うれしいこと、かなしかったこと、戸惑うこと、つらいこと。書こうと思うとキリがないので、思いつくまま印象的だったことを書いてみる。

持病のため手術をするというOさん。夜回りのとき以外でも私がよく通る道近くに住んでいることもあり、訪ねたりしていた。昼間、顔を見ながら一対一で話すというのは、夜回りとはまた違い、いろんな話をゆっくり聞けたりした。

これまで一人で野宿をしていたときに襲ってきた子どもを捕まえ、一対一で話をして和解し、その後その子がちょくちょく遊びに来るようになった、という話。川沿いに住んでいたときに、どうして野宿に至ってしまったのか、好きで野宿しているわけじゃないんだ、ということを書き貼った。しかしそれを破られたりした、という話。Oさんには娘さんがおり、近くに住んでいる娘さんとは時々孫を連れていっているところに出くわすという。孫は「おじいちゃん」と駆け寄って来るが娘の方は...

いろいろな話をしてくれた。すごく力になる言

葉ももらった。この人の生きてきたみちすじはすごい、でもそれ以上にOさん自身がすごく、なんてステキな人なんだろう、と思うような、そんな話をいっぱい聞いた。アパートに移られてからは一度も会えていないけれど、また会っているんな話をしたいなあと思う。

病院訪問で出会ったFさんは、寝たきりで言葉がすごく聞き取りづらい。端々を捉えてようやく少し分かる程度だ。病院内、掃除機でもかけていようものならほとんど分からない。ときどき、野宿していた頃の仕事の話や、退院したら、という話のときに、また新しいリヤカーを買って、仕事して.....、という話が出るのだが、「もうそこまでがんばらなくていいよ、ちょっとはのんびりしいや」と、一緒に訪ねている野々村さんに言われている。なんだか泣きそうになる。そこまで、自分の体が思うままにならないのに、働こう、という気持ちとはどこからくるのだろう。どうすることがFさんのしあわせなのか、あたしにはちっとも分からないなあ、と思う。

震災 10 年関連の行事で天皇が来ることになったとき、天皇の通り道で目立つ国道沿いや公園の人たちのところに警察が来て、片付けなさいと「指導」していったという。「それでしばらく洗濯物干せんかったわー」と言うおっちゃん。なんだろう、この気持ちの悪い感覚は。汚い「モノ」は隠す。生活が侵される。それがごく当然であるかのよう。

その人たちはそうされても仕方がない(だけの理由がある)のだ、という理解。それが排除の根本にあるんだろう。そしてそれは震災直後の避難所から「もともとのホームレス」を追い出していたように、そしてそのずっと以前からも様々なかたちで連綿とやりつづけられていることなのだ。

「いわれのない差別」とはよく言うが、「いわれのある差別」なんてものはないと思う。差別する

ために、する側が、都合の良い「いわれ」をつくっているに過ぎない。まず、そこで何が起きて、どうしてそうなったのか、ゆっくり、じっくり見ていく必要がある。人は、周りからは想像できないようなさまざまな理由で野宿をしていたりする。いろんな人と出会って話を聞くたび感じる。100人いたら100通り、1万人いたら1万通りの、野宿をしている理由、生きてきた人生がある。それは野宿をしていなくても同じだ。そこに「いわれ」をつくってしまい、考えるのをやめてしまうのは、自分の足もとをも見ないことだ。夜回りを続けながら、自分のこととしてこの現実をしっかり受け止め、これ以上さまざまな貧しさのなか、亡くなったりつらい思いをする人のいなくなるよう、考え、動いていきたい。

爪で拾って箕でこぼす
野々村耀

「爪で拾って箕でこぼす」という言葉はもうあまり聞かれないかもしれない。広辞苑によれば「辛苦して蓄えたものを乱費してしまう」とあるのだが、大きな力が小さな努力の積み重ねを一挙にむなしくすることをさしていることにも当てはまるように感じられる。

ホームレスの自立等に関する特別措置法(2002年8月7日)が制定されてすでに3年が過ぎた。実際の効果は、爪で拾ったほどもない。そのあいだにも、正規雇用は減り、若者の半数近くはパート、アルバイト、派遣、請負、有期雇用といった不安定な仕事につかざるを得なくなり、簡単に使い捨てにされている。

少し年をとって、あんななんか要らないと、雇ってくれるところがなくなれば、簡単に住むところも失うだろう。そういう方向への力は、箕でこぼすように大きい。

こんな社会で良いのか? 過酷な労働による人間性の破壊から労働者を守るために作られた様々

な制度を、「規制」の一言で葬り去ろうとする時代の流れに疑問はないのだろうか?

20年余り野宿している人を訪問する夜回りをしながら、「早くやめたい。誰も野宿する必要がなければ夜回りなんかなくていいのだから。」と思ってきたけれど、野宿する人がなくなる気配はない。

爪で拾うように、生活保護を受ける手伝いをしたりすることも大事だけれど、箕でこぼすような流れを変えられないのかと、訴えたい。

トイレの香り

トイレに入ったら、柑橘系の良い匂いがしていたので、ジャスミンのことを思い出した。若い人にジャスミンティーを薦めたら、「お風呂の匂いですね」といわれた。木犀の匂いをトイレの匂いだという人もいる。良い香りを、芳香剤や消臭剤に使う。その香りを嗅いで育った人はそれからトイレやお風呂を連想するようになる。先入観に近い。

ミカンやシトロンの柑橘系の香りではそういう誤解を聞いたことがないのは、柑橘類は日常的に食べたりしていて、その香りがトイレでも香っていると分かるからだろうか?

その人の(脳の)中に、これはこういう(トイレの、風呂場の)香りだという記憶が出来る、後でお茶として出てきたときに、トイレの記憶がよみがえる。

嗅覚なんて、とても原始的な、身体に根ざした、自然なものみたいに思いがちだけれど、非常に文化的な、観念的なものでもあるらしい。

子供のときに、釜ヶ崎の子供夜回りのように、公園や商店街の軒先や川の傍などで寝ている労働者と親しくなっていたか、あの人は怖いよと敬遠することを教えられて育ったか、大きな違いが出来るのだろう。

円の外

学生時代に神戸YWCAで文学を講じている笠原さんから、面白い寓話を聞いたことがある。トルストイの話がヒントだったのだろうか。何かの功績のあった人が王様から、一日で困めるだけの

土地をやるといわれて、日の出とともに走り出し、日没に出発点に戻ったが、そこで息絶えてしまった。かれは広大な土地を手に入れたが、自分で使ったのは埋葬に要する土地だけだった。これが元の話。

笠原さんの話は、王様から困んだ土地をやるといわれた男はしゃがんで、棒切れか何かで小さな円を描いた。そしてこの円の外をくださいといった。というものです。笠原さんは多分主体性の比喩を語ったのだと思うのですが、時々思い出す話です。夜回りは何か、何をするのか、そういう議論のときに、まるで困んでこれは夜回りの課題、これは夜回りの課題でない、内と外を分けるような議論になりがちだけれど、野宿せざるを得ない現実という小さな円の外には私たちの様々な問題が連なっているように思えます。

寸劇での経験を通して

林 英明

夜回りに定期的に参加するようになって一年が過ぎた。毎回コンスタントに活動できているとは言い難いが、自分なりのペースでやらせてもらっている。

夜回り活動というものを初めて知ったのが大学でのボランティア講座だった。それまで野宿者について考える機会がほとんどと言っていいほどなかった自分にとって、夜回り活動との出会いは新鮮だった。正直な話、それまで野宿している人に対してのイメージは悪く、そんな人たちの支援など考えたことさえなかった。だから夜回り活動というものがあると知ったとき、「何でそんな活動をしているんだろう」とすごく疑問に思った。だが実際にYWCAの夜回り準備会の活動に参加して、問題の背景を知るうちにその疑問は消え、野宿している人たちへの見方も変わった。

そんな私に、野宿者問題をテーマとした寸劇の台本を書いてみないかという話が挙がったのは

2003年の暮れの話だった。寸劇は「灘チャレンジ」という学生と地域住民が作るお祭りのステージの場で毎年行っている名物企画で、地域に存在するさまざまな問題をテーマとして取り上げるというものだ。実行委員だった私はひょんなことからその台本を書くことになった。

安請け合いで引き受けてしまったものの、正直「自分に書けるのか」という不安でいっぱいだった。そもそも前提としての知識や経験が浅いし、何より「野宿者問題」というテーマがそうやすやすと台本に描けるほど単純なものではないという現実が重くのしかかった。

しかし同時に、「自分が感じたような思いを多くの人にも伝えられれば」という思いもあった。寸劇を通して、自分のように今まで「野宿者問題」というものに対して興味・関心を持ったこともなかった人たちが少しでも考えてくれれば、とも思った。

そんな思いを抱きつつ台本執筆。予定は遅れに遅れたが、野々村さん、寺内さんをはじめ、さまざまな方々の協力もあって台本は何とか完成。寸劇は無事公演することができた。評判はなかなかよく、正直、ホッとした。

寸劇の台本執筆を通して私自身、野宿者問題についてより学び考えるよい契機となった。大学生活は残り一年をきったが、これからも自分の中で問題意識を忘れず、マイペースで活動にかかわっていきたいと思っている。

なし得ることの果てまで

藤室玲治

劇のこと

夜回り準備会の活動にはじめて参加したのは2004年の1月末ごろだった。林君や当時の灘チャレンジ実行委員長の広瀬さんと一緒に、灘チャレンジで上演する劇の取材でというのが参加した目的であった。

当時、野宿している人をめぐる問題を劇にして地域住民にアピールしようということで企画を立てたのだが、当の企画者たる私たちがまずもってこの問題に無知なくせにそういう企画をしようというのは、今から思えば大胆不敵といおうか、まあ、無茶な話を持って行ったなというのが振り返っての正直な感想になる。

劇自体は、野々村さんをはじめとするメンバーの協力と林君の奮闘、村川さんをはじめとする役者の献身的努力によって、なんとか形にすることができた。またこの年の灘チャレンジで、ろっこう医療生協と家主の天野さんとの関係が形成できた。これは灘チャレンジ側の努力というよりは、模擬店を出していた夜回り準備会の努力であって、私たちにとってはまさに僥倖という他はないのだが、とにかく嬉しいことには違いがなかった。

劇を上演した当日は、灘チャレンジの会場である都賀川公園で野宿している人も見てくれて、結構、面白かったと声をかけてくれたのは、またとても嬉しいことだった。

夜回りを続けて

とはいえ、劇で取り上げたことは問題の表面をなぞっただけのようなものだという思いもあって、6月の灘チャレンジ以降も夜回りには参加し続けた。劇の台本を書いたり資料集を作っても最後の最後まで「こんな表現でいいのだろうか」「野宿している人のイメージを固定するようなことにはならないだろうか」「だいたい、こんな企画をやる資格がそもそも自分にあるのだろうか」などと思い悩んでいた。劇をやり終えた後も、夜回りに参加していたのは、そうした悩みを掘り下げて行きたいと思ったからでもある。

今でも悩みは続く。特に「だいたい夜回りして、野宿している人の生活に割り込んで、自分は何をしようとしているのだろうか」という悩みは今もある。

劇の取材中、2月の夜回りの際に、オリエンテーションで野々村さん扮する野宿者に声をかけるロールプレイがあった。そこでは見ず知らずの初

めて出会った野宿している人に声をかけるという想定であった。自分たち、夜回り準備会のことを説明しようとしてシドロモドロになった私は「ホームレスを支援する団体で…」と口走り、そこで野宿者役の野々村さんはカッと目を見開いて「ワシ、ホームレスちゃうど！」と怒鳴ることになってしまった。

さてそれから1年以上を経たが、今でも自分たちのことを野宿している人に説明するのは難しいなと思っている。すでに顔見知りになった人たちの中にも私のことを「教会の人」だと思っている人もいたし（それは違うので説明するが）、「野々村さんの知り合い」だと思っている人もいる（これは間違いではない）。「よくわからないが月に2度来る連中」と思っている人も多いただろう。

1年夜回りをした今、あまり気負わず相手に合わせて関係を作っていくことが重要なんだろうと感じているが、実践するのは難しい。どこまで相手の事情に踏み込んでもいいものかについては常に迷う。しかし同時に、あまり立ち入ったことについては触れもせず適当な世間話だけして切り上げると「もっと話すべきことをちゃんと話さなければならなかったんじゃないか、聞くべきことをちゃんと聞かなければならなかったんじゃないか」という思いが残る。なかなか難しい。自分のバランス感覚というのも信用がおけない。

ただ、仲間と話をして「感覚」をすりあわせることができるというのが夜回り準備会の良いところである。そういう時間を今後はもっととれればと思う。今は、私の努力不足もあって十分にはできていないと感じている。

読書会のこと

今年度の最後の方に、『魂の労働～ネオリベリズムの権力論』（渋谷望著・青土社、2003年11月）をテキストに夜回り準備会のメンバーで読書会を行った。野々村さんも私も既にこの本を読んでいて、それで是非とも取り上げようということになったと記憶している。

第1回目（12月18日）に私が切ったレジメの

冒頭では、読書会の意味について次のように述べていた。

「...本書を読むことと私たちの活動にはどんなつながりがあるのでしょうか。神戸YWCAの夜回り準備会では、野宿者の問題に取り組んでいます。その取り組みの目的をスローガンとしては「野宿したくない人が野宿しなくてすむように、野宿せざるを得ない人の人権が損なわれないように」と表現しています。すると、私たちにとっての問題、端的に言って「敵」は、野宿したくない人に野宿を強いる「力」、野宿せざるを得ない人の人権を踏みしめる「力」だといってもよいでしょう。

ですから、本書を読む際には、そうした力
権力の本質は何かという疑問をたずさえて読んで行きたいと思います。さらに、人に野宿を強いるような権力は、活動の場を離れた、日々の私たちの生活と労働とも関係しているのだということ把握させてくれるのが本書の魅力だと思います。...」

読書会そのものの評価についてはこの報告書の第4章で述べたので繰り返さないが、私が個人的に一番印象に残ったのは『魂の労働』の3章「消費社会における恐怖の活用」での渋谷の議論だった。すなわち「われわれは、たんなるニュートラルな傍観者としてではなく、もっと確信犯的に『敗者』や『余計者』を敵視しているのではないだろうか」(『魂の労働』86p)というくだりである。

野宿している人への「無知ゆえの偏見」というものは、もちろんある。しかし、では事情を知ったからといって排除しないという立場をとることになるかということ、それは自動的にそうなるというものでもない。すべての事情を知った上で「そう、それは運が悪くて可愛そうだけど、私の知ったことではない」と言うことは可能である。もっといえばこの報告書を読んで「野宿するような不幸な境遇になると、ひどい目にあうことは良く分かった。そうならないように、自分だけは努力しなければ」と思う人もいるだろう。それこそ新自由主義的発想というものである。

野宿している人を見て、それが労働と雇用の問題に端を発していると、また憲法25条は、9条以上に現に空文化してしまっており、そういう社会に生きることは自分にとっても危険であるし、そもそも間違っていると感ずること。そしてその危機感を周囲に広げて連帯すること。

野宿している人への「偏見」をはらうには、単に市井の人々に野宿している人の実情を知ってもらおうということにとどまらず、社会的連帯の観念を今の新自由主義がヘゲモニーを握る下において復権させるための広範な戦線にもコミットメントしなければいけないのである。

そういう見通しを読書会で得ることができたけれども、それだけでは単なる「お題目」に止まる。具体的な実践としてどのように展開するべきか？月に一度のミーティングを、そういうことを議論できる場所にするところこそ当面の課題だろうと思いつつ「今日のミーティングは早く終わると良いなぁ」とも思っている没主体的な私もいる。

ただ「自分の力でなし得ることの果てまで」(ドゥルーズ)は進んで行きたいものである。

おっちゃんとの出会い

村川奈津美

大学生進学を期に田舎を出、広い世界への第一歩を踏み始めたばかりの頃、その頃は「野宿されている方を支援する」ことはおろか、ボランティアにすら興味はありませんでした。そんな私が夜回りに参加するきっかけになったのは、灘チャレンジという学生が地域の方と行うお祭りでした。そのお祭りでの野宿者をテーマにした風刺劇で役者をすることになり、野宿者の問題についても知っておいたほうがいいたろうということで、YWCAの夜回り活動に参加させていただくことになりました。

最初に活動に参加して一番印象的だったのは、「普通のおっちゃんだ」ということと、そういう

感想を抱いてしまった自分の意識について改めて考えさせられたことです。それまでの私は、野宿している方に対して「こわい」とか「排除しよう」といった反感を抱いたことはなく、「今の世の中誰でもああいう生活になりうるのだから…」とと思っていました。でも、「そういう人たちは自分にはない辛い経験をしたなかで世間や社会の構造に反感を抱いている」というように、反感からではないにしろ結局はどこかで「自分と地続きではない人たち」と思っていたようです。実際に野宿されている方に出会い、話をするなかで、ただ外にいるというだけで、近所のおっちゃんとか何ひとつ変わらないことを、初めて実感できたのです。

このように夜回りで衝撃を受けてから早一年半。そろそろ私も「真実を知ろうとするだけの何も知らない活動者」を卒業して、「本当に寄り添っていきける支援者」を目指していかねばならないなあと思いつつ、夜回りの他のメンバーの方の知識や考え方に毎回ただただ感服するばかりです。でも、活動を続けるなかで少しずつ少しずつ、自分にできること・自分がおっちゃんたちのために心からやりたいと思えることを、増やしていけたらいいなあとと思っています。

最後に、夜回りは一度行くだけでも自分の価値観を変えてくれるような活動です。みなさんもぜひぜひ参加してみてください!!!

活動のこと、居住のこと

山本かえ子

最初は、高架下の電車の轟音や、溢れて荷物まで流してしまう川の増水に驚いた。「表面しか見ていなくて、何も知らなかった」という反省とともに、自分の内面と向き合う時期が続いた。活動を始めて半年後、なぜ野宿の人たちがこのような状況に置かれているのだろうかということを、自分の視点から考えたいと思い、メンバーの人たちと意見を交換したりした。一年後、今度は、参加者

ではなく受け入れ側をやってみたい、と思い、共同代表を引き受けた。軽い気持ちで引き受けたのが、活動の維持というのがなかなかどうして、大変だった。メンバーへの連絡や車の手配など、煩雑な作業は職員さんや長く活動している人してもらっていたにもかかわらず、だ。しかし、貴重なこともたくさん学んだ。

最近、増減の幅は激しいものの、参加者が増えてきたことは非常にうれしいことである。しかし、人数が増えてきたことにより、さまざまな問題が浮かび上がってきた。訪問する／されるのがどちらも人間であるから、当然のことながら個人のプライバシーの問題についてきちんと考えなければならない。しかし、未だにどのようなかたちがよいのか、試行錯誤を重ねている状態である。また、訪問する／されるという立場の違いや、「野宿をしている」ということをどのように考えるのかをめぐって、さまざまな立場から意見がある中で、この活動の目的、方向性、範囲などについても、問われ続けて未だこれといった解答を出せていないのが現状である。

「震災の救援活動」という地点から生まれたこの活動は、少人数ながらも、これまで10年ものあいだ、ずっと維持されてきた。「都市の復興とは」「人間が居住するということは」ということを問いかけながら続けてこられた、結成時からのメンバーの思いを共有しながら、現在の状況のなかで、どのような活動をしていけるだろうか。

「神戸YWCA夜回り準備会(仮)」は、現在も「仮」のままである。

公務員の皆さん! 追い出しは違法です

ご通知のように、公務員は法を守る義務があります。
 「天皇または皇族および閣僚大臣、国会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し護
 衛する義務を負ふ。」憲法 99 条
 その憲法には
 「日本国が締結した条約および締結された国際協定は、これを尊重し遵守することを要と
 する。」とあります。憲法 98 条②
 日本は国際人権規約(経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約)という条約を締結しています。
 その目的に「この規約の締結国は、自己およびその国民のための適切な食料、衣類、およ
 び住居を含む適切な生活水準についての全てのものの権利を認め」とあり、
 社会権委員会はこの規約が正しく解釈されるために、一般的意見を公表しています。
 一般的意見 4には「適切な住居」とは何か、詳しく書いてあり、
 中でも「住み分けられる権利」＝「追い出されない権利」が強調されています。
 また、1993年3月10日、国連人権委員会は「強制追い立てに関する決議」を日本を含む53ヶ国の
 代表者によって決議案で採択しました。これは、住んでいる人の任意性に關係なく、つまり
 権利がない古着者、タンと生活している人、路上生活する人にも適用されます。
 1997年には「一般的意見7」が採択されました。いずれの一般的意見も決議も「全ての人が、
 強制も追いやられず、嫌がらせ、その他の脅しに対して、法的保護を保障されるべきだ」という見
 解を示し、追い立てに厳しく反対しています。
 強制と言うのは「ブルドーザーで家を壊すような物理的な強制」だけでなく、
 嫌がらせや、その他のおどしも含んでいることに注意してください。
 警察も目の上地に關しては、市の依頼があれば追い立てることはできませんし、手続きが必要です。
 私たちはこれ以上に、神戸市と以下のような話し合いをしました。
 1 一方的に追い出したり、生活に必要な物資を撤去したりしない、基本的に追い立てはしない
 2 野宿している者の人権、生きる権利、人間の尊厳を大切にし、差別をしない
 3 やむを得ず、移動を求めなければならない場合は、以下の手続きをとること。
 ア 移動を求めめる理由を本人に説明すること。
 イ これは、追い出しではなく、移動を求めることだから、表に住むところを用意し、
 本人が理解し納得した上で、本人が移動すること。(本人が希望すれば手伝っても良い)
 ウ 生活用品は本人が納得しなければ、撤去や破壊はできない
 エ 移動する必要性を本人が納得するために、少なくとも一ヶ月前までに(市は2週間前とりつて
 いる)、文書と口頭で、移動して欲しいことを伝え、説明すること。
 オ 文書は有りや無いところに置くこと。
 カ 文書の内容は (1) 移動を求めめる理由 (2) 移動先 (3) 移動の期間
 (4) 文書を書いた日付 (5) 部署と責任者名と担当番号 (6) 連絡先
 市保健福祉部などと連携して、本人の状態に応じて、移動先や医療、生活保護や仕事などについでき
 め細かく対応できる体制を整えて用意に際すること。
 1 上に書いてある文書がなければ、移動して欲しい
 (1) 移動を求めめる理由
 (2) 移動先
 (3) 移動の期間
 (4) 日付
 (5) 部署と責任者名と担当番号 (部署 担当番号)
 (6) 連絡先 (電話)

お問い合わせは 神戸YWCA 231-6201 市内 または 261-3083 野々村まで

今住んでいる場所から出て行けといわれたら !!

私たちはこれまで何度も、追い立てに關して、神戸市と話し合いをしました。
 行くところがないのに、強制的に追い出すことは、よほどの手続きをとらなければなりません。必ずしも
 ません。公署や神戸市のそばなど、市の場合は神戸市や兵庫県の管理している場所ですから、市や県が許さ
 なければ警察でも追い出すことはできません。
 神戸市と話し合ってきたことは、以下のようなことです。
 1 一方的に追い出したり、生活に必要な物資を撤去したりしない、基本的に追い立てはしない
 2 野宿している者の人権、生きる権利、人間の尊厳を大切にし、差別をしない
 3 やむを得ず、移動を求めなければならない場合は、以下の手続きをとること。
 ア 移動を求めめる理由を本人に説明すること。
 イ これは、追い出しではなく、移動を求めることだから、表に住むところを用意し、
 本人が理解し納得した上で、本人が移動すること。(本人が希望すれば手伝っても良い)
 ウ 生活用品は本人が納得しなければ、撤去や破壊はできない
 エ 移動する必要性を本人が納得するために、少なくとも一ヶ月前までに(市は2週間前と
 いる)、文書と口頭で、移動して欲しいことを伝え、説明すること。
 オ 文書は有りや無いところに置くこと。
 カ 文書の内容は (1) 移動を求めめる理由 (2) 移動先 (3) 移動の期間
 (4) 文書を書いた日付 (5) 部署と責任者名と担当番号 (6) 連絡先
 市保健福祉部などと連携して、本人の状態に応じて、移動先や医療、生活保護や仕事などについでき
 め細かく対応できる体制を整えて用意に際すること。
 ですから、出て行けという人がきたら、これを黙んでもらって、
 以下に記入してもらって欲しい。記入しない人は、ただのいたずらかも知れません)

出て行けといわれたら、記入してもらったら、下型に貼らせてください
 神戸YWCA 夜回りグループ 電話 231-6201 市内 または 261-3083 野々村

退院すると帰る家がなかったら

神戸WCA事務所：ひるまわり

電話201-7201 菊田 龍雄201-7383 野々村

1 私達は神戸WCAの成田りや榎田り(病院訪問)で住む家のない方のお手伝いをしていきます。解決するのはあなたです。私達は、お手伝いです。

2 生活保護で入居している場合、退院後も継続して暮らせるようになるまで保護が続き、ただし、今度も保護を希望する方は住む所を定めてくれる必要があります。

●ケースワーカーに「面倒見るのは又退院だけ」といわれても心配することはありません。生活保護にはそのような決まりはありません。

●特別な理由が無ければ、アパートを借りるための敷金を出してもらえます。

●更生住宅のワーカーが担当の場合は、退院すると更生住宅に戻ることに決まっています。どうしても施設でくらすのが無理な場合、ケースワーカーに相談できます。

3 アパートなどで保護を受けると毎月4500円以下の家賃(保証と同一額)と約6万円(保証金)の生活費を受け取れます。施設(更生住宅など)で暮らすこともできます。決まった仕事があれば1前50円、200円内の施設(仮単荘、職工宿)もあります。

●新しく、アパートなどで生活を始めるときは、前借で18000円、家具什器代約2万5千円が支給されます。(ケースワーカーと相談する必要があります。テレビ、冷蔵庫は取組む場合が多い)

4 住むところを確保するには、施設に、
①施設(更生センター等)に入居する、 ②ドヤに入る、 ③アパート、文化住宅に住む、 ④市営住宅・県営住宅に住む、と行った方法があります。

①更生センター(3期)に入居すると税金補助と食事が提供されます(生活保護)、部屋は4人部屋から入居です。(入居費が約1万円はつかないかも知れません)、作業や施設

見学等の生活訓練を受けられます。小遣いはほとんどありません。食事が出るので、自炊せ

ずに済みます。3か月前後にすると、アパートへの転居もできます。市営住宅にも(申請すれば)入れます。

②前 100円以下のドヤ(個室宿舎)を住居にする。一室宿舎(保証人・保証金が必要)ですが、安さが少ないので、住居の不安もありません。若者が多いと自炊できません。狭いところが多いです。中山平にあるおけが社会福祉活動センター(電話 271-7280)に相談すると紹介してもらえます。

③ 家賃2000円以下のアパート、文化住宅、ワンルームマンションを借りる。自炊することになります。敷金や、不動産の仲介手数料は福祉事務所からでます。市営、住居(神戸でなくてもいい)や、保証人、都合によると写真が必要で、住居(保証)は神内になくてもかまいません。写真も簡単に撮る事が出来ます。役所(福祉事務所)に敷金を出してもらえば、アパートを借りるのは楽です。申請してみてください。保証人がない場合、3万円前後は必要です。この費用は役所から出ません。借りることもできますが、戻すのが大変です。保証人がない方は日川品濃から助けてください。

④ 市営住宅・県営住宅だと広いところに住めます。あたりやれ、借金は不要なことになります。申請が楽です。市営住宅は5月と10月に募集があります。神戸市、兵庫縣に住居がなければ申し込めます。おけが社会福祉活動センターに相談すると、色々教えてもらえます。担当のケースワーカーも相談に乗ってくれます。

出来るだけ、自分でも前金を探しましょう。相手がいいことは聞いてください。アパートに住みたい方は、早めに相談して下さい。むづかしいこと、困ったことは、相談してください。お電話もお手紙も受け付けます。

100007

ご協力ありがとうございました

2004年度(2004年4月1日から2005年3月31日まで)間に、以下の方々より、夜回り準備会の活動のために活動資金や物品などの寄付をいただきました。記して感謝いたします。

万が一お名前がもれています場合はご一報いただけましたら幸いです。

天野永治(神戸市)	木ノ下操(神戸市)	有馬吉徳(長崎県)
園部りえ子(神戸市)	岡田信子(神戸市)	鶴崎祥子(神戸市)
岡本みき(群馬県)	野々村耀(神戸市)	柏木妙子(東京都)
山本容子(神戸市)	片山恵(神戸市)	山本かえ子(大阪府)
矢野正昭(西宮市)	吉田英三(東京都)	西島明子(宝塚市)
北のコタン：宮田俊介さん・宮田洋子さん(北海道)		(以上順不同・敬称略)

天野永治氏(神戸市灘区)は野宿している人の生活保護申請に関して、家主の立場から敷金なしでの入居を受け入れるという配慮をして下さいました。また、ろっこう医療生協(神戸市灘区)には、野宿している人の診療についてご協力いただきました。特に記して感謝いたします。

ボランティア募集

神戸YWCA夜回り準備会では、活動に参加するボランティアを募集しております。会の目的にご賛同いただけるのならば、どなたでもご参加いただけます。

2005年度も以下の日程で活動を実施しております。なお参加される際には、事前にその旨を神戸YWCAの担当(堺田)までご一報下さい。

夜回り：毎月第2・第4土曜日 神戸YWCA分室(中央区坂口通5-2-16)に18:00集合
初参加の方へは活動のあらましを説明するオリエンテーションを行いますので、17:00に集合してください。

病院訪問：毎週1回、週により月曜日か木曜日に実施 昼から
参加日時・集合場所については事前にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】 〒651-0093 神戸市中央区二宮町1-12-10 担当・堺田

TEL：078-231-6201 FAX：078-231-6692 E-mail；office@kobe.ywca.or.jp

神戸YWCA 夜回り準備会 2004年度年間活動報告書

初版 2005年10月31日発行

第2版 2006年2月7日発行

編集 堺田愛・佐々木一弥・野々村耀・林英明・藤室玲治・村川奈津美

発行人 鍋谷美子・山本かえ子（共同代表）

発行所 神戸YWCA 地域活動委員会 夜回り準備会（仮）

【神戸YWCA本館】 〒651-0093 神戸市中央区二宮町1-12-10 担当・堺田

TEL：078-231-6201 FAX：078-231-6692

【神戸YWCA分室】 〒651-0063 神戸市中央区坂口通5-2-15 神戸YWCA分室

TEL&FAX：078-221-5111

【E-mail】office@kobe.ywca.or.jp 【URL】<http://www.kobe.ywca.or.jp/index.html>

【郵便振替】 01100-0-10298 名義：神戸基督教女子青年会

【銀行口座】 三井住友銀行 三宮支店（普）1015232 名義：(財)神戸YWCA

夜回り準備会へのご寄付は、郵便振替用紙にその旨明記するか、上記連絡先にご一報ください。
